

# 春秋公羊經傳解詁譯稿（三）

〔莊公十一年～僖公四年〕

岩 本 憲 司

## 要 旨

本稿は、何休『春秋公羊經傳解詁』の日本語譯である。譯出作業はかなり進んでいるが、紙面の都合で、今回はとりあえず、(三)として、莊公十一年から僖公四年までを掲載する。以後、數年にわたって連載する豫定である。なお、本稿は、一九九一年度跡見学園特別研究助成費、及び三島海雲記念財團學術奨励金による研究成果の一部である。

## 凡例

一、底本には、便宜を第一に考えて、嘉慶二十年江西南昌府學開雕の阮刻十三經注疏本〔臺灣藝文印書館影印〕を用いた。

一、本稿の目的はただ一つ、『解詁』の論理に筋を通すことにある。したがって、所謂譯注の類〔抜勘、訓詁名物、出典等〕は、必要最小限に止めた。

一、本稿の體裁は、以下のごとくである。

○ 原文

○ 原文

④ 『解詁』の譯文〔紙面の都合で、原文は省いた。〕

○ 所謂譯注の類

一、各種記號は、常識的に用いた。ただし、次の二つは、説明を要する。

（ ） ……譯者の補足であつて、この部分をとばして讀んでも、意味は通じる。

〔 〕 ……言いかえ、解説等である。

〔莊公十一年〕

經十有一年春王正月

經夏五月戊寅公敗宋師于郟

經秋宋大水

傳何以書 記災也

外災不書 此何以書

⑤ 澗水が移動したことは書いていないから。

傳襄公十九年に「取邾婁田自澗水」とあり、傳に「其言自澗水何 以澗爲竟也 何言乎以澗爲竟 澗移也」とあり、注に「魯本與邾婁以澗爲竟 澗移入邾婁界 魯隨而有之」とある。なお、川の移動が災異とされることについては、僖公十四年の「秋八月辛卯沙鹿崩」の解釋として、『漢書』五行志下之上に「曰 河 大川象 齊 大國 桓德衰 伯道將移於晉文 故河爲徙也」とあるのを参照。

傳及我也

⑥ この時、魯にも水災があったのである。魯を書けば、宋の災があらわれず、兩方とも擧げれば、煩瑣であるから、例に反して外を書き、それによって内〔魯〕をあらわしたのである。これより先に、兩國はしきりに兵を興こして戦い、（そのため、兩國の）民衆がともに怨んで、ともに災がおこった。だから、天と人とが互いに應報し合う關係は、非常に畏るべきものである、ということを明らかにしたのである。

傳注の後半については、『漢書』五行志上に「十一年秋宋大水 董仲舒以爲時魯宋比年爲乘丘郟之戰 百姓愁怨 陰氣盛 故二國俱水」とあるのを参照。また、同董仲舒傳に「臣謹案春秋之中 視前世已行之事 以觀天人相與之際 甚可畏也」とあるのを参照。

經冬王姬歸于齊

傳何以書 過我也

⑦ この時、王者が女を齊に嫁がせ、途中、魯を通過したから、送迎の禮があるべきことを明らかにしたのである。（嫁ぐ）途中なのに、「婦」と稱していないのは、王者には外がないから、自分の國にいるときの表現に従ったのである。

傳注の後半については、隱公二年の傳文に「女在其國稱女 在塗稱婦 入國稱夫人」とあり、桓公八年の傳文に「女在其國稱女 此其稱王后 何 王者無外 其辭成矣」とあるのを参照。

〔莊公十二年〕

經十有二年春王三月紀叔姬歸于鄒

團其言歸于鄒何

⑤國が滅んだために、來歸した〔魯にもどった〕ことを書いておらず、

「鄒」は紀國ではない、のに、「歸」と言っている、から。

附四年に「紀侯大去其國」とあり、傳に「大夫者何 滅也」とあるのを

参照。

團隱之也 何隱爾 其國亡矣 徒歸于叔爾也

⑥「叔」とは、紀季のことである。婦人は夫の弟のことを「叔」とよぶ。

來歸したことを書かず、鄒に歸ったことを書いているのは、國が滅んで歸る所がないのを痛んでである。「鄒」を「齊」に繋げていないのは、この時、齊が後の五廟（を立てること）を許したから、國とみなして、五廟が存続していることを示したのである。月をいつているのは、恩録したのである。

附注の「鄒不繫齊者云云」については、三年に「秋紀季以鄒入于齊」とあり、傳に「請後五廟以存姑姊妹」とあるのを参照。

經夏四月

經秋八月甲午宋萬弑其君接及其大夫仇牧

團及者何 累也 弑君多矣 舍此無累者乎 孔父荀息皆累也 舍孔父荀

息無累者乎 曰有

⑦また、くりかえして傳を發しているのは、人の善をいうことを楽しん

だのである。孔子が言っている「益となる楽しみ〔好み〕が三つあり、

損となる楽しみが三つある。禮樂の節度になうことを楽しみ、人の

善をいうことを楽しみ、賢友が多いことを楽しむのは、益となる。驕

樂〔ぜいたく〕を楽しみ、佚遊を楽しみ、宴樂〔酒色〕を楽しむのは、

損となる〔論語〕季氏篇〕と。

附注の「復反覆發傳」については、桓公二年の傳文に「及者何 累也

弑君多矣 舍此無累者乎 曰有 仇牧荀息皆累也 舍仇牧荀息無累者

乎 曰有」とあるのを参照。

團有則此何以書 賢也

何賢乎仇牧

⑧孔父の場合と同じ理由から。

附桓公二年の傳に「何賢乎孔父」とあり、注に「据叔仲惠伯不賢」とある。

團仇牧可謂不畏彊禦矣

⑨下で萬の出奔を記録するのに「or詳録して」、月をいつている、から。

「禦」は、禁〔おさえとどめる〕である。力が強くて禁ずることが出来ない、ということである。

附下に「多十月、宋萬出奔陳」とあり、注に「月者 使與大國君奔同例 明彊禦也」とあるのを参照。

團其不畏彊禦奈何

萬嘗與莊公戰

⑩「莊公」は、魯の莊公に他ならない。「戰」は、乘丘の時である。

傳十年に「夏六月齊師宋師次于郎 公敗宋師于乘丘」とある。

團獲乎莊公 莊公歸 散舍諸宮中

⑤「散」は、放である。「舍」は、止である。獲られたことを書いていないのは、士だったからである。

團數月然後歸之 歸反爲大夫於宋

與閔公博

⑥そもそも傳がこのことを言っているのは、禍が、（君臣が）博奕をして狎れ合ったことから生じた、ということをはっきりさせるためである。

傳『春秋繁露』王道篇に「古者人君立於陰 大夫立於陽 所以別位明貴

賤 今與臣相對而博 置婦人在側 此君臣無別也（中畧）閔公藉萬而身與之博 下君自置 有辱之婦人之房 俱而矜婦人 獨得殺死之道也

春秋傳曰 大夫不適君 遠此逼也」とあるのを参照。

團婦人皆在側 萬曰 甚矣魯侯之淑

⑦「淑」は、善「りっぱ」である。

團魯侯之美也

⑧「美」は、好「みめうるわしい」である。

團天下諸侯宜爲君者唯魯侯爾

⑨萬は、婦人がみな側にいるのを見たから、このような言葉で閔公をあらからさまにけなしたのである。閔公は、魯侯ほどもめうるわしくはない、ということである。

團閔公矜此婦人

⑩（つねづね）自分（の容姿）を婦人たちに誇る様子が、顔色に出ているのである。

傳僖公九年の傳に「矜之者何 猶曰莫若我也」とあり、注に「色自美大之貌」とあり、疏に「謂其顔色有自美大之勢」とあるのを参照。

團妒其言 顧曰 此虜也

⑪ふりむいて、側の婦人たちに言ったのである。「此」は、萬である。「虜」は、捕虜である。

團爾虜焉故

⑫「爾」は、女「なんじ」であり、萬のことをいう。更めて萬の方を向いて「おまえは、魯侯に捕虜にされたことがあるから、ほめるのだ」と言ったのである。

團魯侯之美惡乎至

⑬「惡乎至」は、何所至「どれほどだ」と同じである。

傳『韓詩外傳』卷八には「爾虜 焉知魯侯之美惡乎」とあって、「故」を「知」に作っており、「至」が無い。したがって、句讀も異なる。

團萬怒 搏閔公 絕其脰

⑭「脰」は、頸「くび」であり、齊人の語である。

團仇牧聞君弑 趨而至 遇之于門 手劔而叱之

⑮「手劔」とは、抜き身を（手に）持ったのである。「叱」とは、罵ののしるのである。

傳注の「技」は、四部叢刊本等に従って「拔」に改める。

團萬臂擲仇牧 碎其首

⑤ ひじで打つのを「擗」という。「首」は、頭である。

團齒著乎門闔

⑥ 「闔」は、扇「とびら」である。

團仇牧可謂不畏彊禦矣

⑦ 子をやしなっている犬が虎をも手で打ち、卵をあたためている雞が狸をも搏く、のと同じであって、精誠のきわみである。博弈を争って君を弑した(だけな)のに、國君に匹敵したという表現で言っている。「宋、萬」と言っているのは、彊禦の賊はその禍がはかりしれないことを重んじて記録し、ゆゆしき事態になるのを防ぎ、いそいで誅すべきことを明らかにしたのである。

⑧ 注のはじめに關しては、『淮南子』説林訓に「乳狗之噬虎也 伏雞之搏狸也 恩之所加 不量其力」とあるのを参照。

注の「當國」については、隱公四年に「戊申衛州吁弑其君完」とあり、傳に「曷爲以國氏 當國也」とあるのを参照。

なお、注の「争搏」の「搏」は、按勘記に従って、「博」に改める。

⑨ 冬十月宋萬出奔陳

⑩ 萬は君を弑したのに、また(經文に)現われているのは、彊禦の賊を重んじて記録し、いそいで誅すべきことを明らかにしたのである。月をいっているのは、大國の君の奔と同例にし、彊禦であることを明らかにしたのである。

⑪ 附注の前半については、宣公六年の傳文に「趙盾弑君 此其復見何」と

あり、注に「据宋督鄭歸生齊崔杼弑其君 後不復見」とあるのを参照。また、『春秋繁露』玉杯篇に「是故君殺賊討 則善而書其誅 若莫之討 則君不書葬而賊不復見矣 不書葬 以爲無臣子也 賊不復見 以其宜滅絶也」とあるのを参照。

注の後半については、昭公二十一年冬の注に「大國奔例月」とある。

〔莊公十三年〕

⑫ 十有三年齊侯宋人陳人蔡人邾婁人會于北杏

⑬ 齊の桓公は、霸を行い、諸侯をたばねて、天子を尊ぼうとしたから、この會をなしたのである。桓公は、この時、まだ諸侯に信じ、したわれていなかったから、(諸侯は)微者を會につかわしたのである。桓公は、微者を受け入れて、諸侯にへり下ろうとし、かくて、霸功をなしとげたのである。

⑭ 夏六月齊人滅遂

⑮ 北杏の會に参加しなかったからである。(滅したことを)諱んでいないのは、桓公は霸を行うのに、文徳によらず、武力を尙んだ、からであり、また、功が未だ惡を除くのに不十分だった、からである。

⑯ 僖公十七年に「夏滅項」とあり、傳に「孰滅之 齊滅之 曷爲不言齊滅之 爲桓公諱也 春秋爲賢者諱 此滅人之國 何賢爾 君子之惡惡也疾始 善善也樂終 桓公嘗有繼絶存亡之功 故君子爲之諱也」とあるのを参照。また、『春秋繁露』竹林篇に「夫徳不足以親近 而文不

足以來遠 而斷斷以戰伐爲之者 此固春秋之所甚疾已 皆非義也」とあるのを参照。

經秋七月

經冬公會齊侯盟于柯

團何以不日

④唐の盟には日をいっているから。

④隱公二年に「秋八月庚辰、公及戎盟于唐」とある。

團易也

④「易」は、交易「おだやか」と同じである。互いに親しみ信じ合って、後日の患いが無い、という意味の言葉である。

團其易奈何 桓之盟不日 其會不致 信之也 其不日何以始乎此

莊公將會乎桓 曹子進曰 君之意何如

④「進」は、前「前にでる」である。曹子は、莊公に、會をまえにしてはぢいっている様子がある、のを見たから、たずねたのである。

團莊公曰 寡人之生則不若死矣

④齊を讎としながら、報復することが出来ず、齊を伐って糾を納めようとして、納めることが出来ず、かえって、齊に脅されて糾を殺した

「九年」、ことを自ら傷んだのである。

團曹子曰 然則君請當其君 臣請當其臣

④「當」は、敵「對抗する」と同じである。劫そうとする、という意味の言葉である。

團莊公曰 諾 於是會乎桓

莊公升壇

④土基三尺、土墼三等を「壇」という。會に必ず壇があるのは、揖讓しながら升降するためである。（會では）先君（の名）を稱して接しあう。敬をさかんにするため（の手立て）である。

④『論語』八佾篇に「揖讓而升下」とあるのを参照。また、四年の傳文に「古者諸侯必有會聚之事相朝聘之道 號辭必稱先君以相接」とあるのを参照。

團曹子手劒而從之

④「從」は、隨である。（曹子は）莊公に隨つて壇を上り、桓公の前までいって脅したのである。曹子が、本来、先方の臣に當たる豫定であったのを、變更して、先方の君に當たつたのは、莊公に（先方の君に當たること）出来そうもない様子があるのを見たからである。

團管子進曰 君何求乎

④「管子」とは、管仲である。「君」とは、莊公のことをいう。桓公は、おどろきあわてて、應ずることが出来なかつたので、管子が進みでて、このように言ったのである。

④『史記』刺客列傳の『索隱』に「何休注云 桓公卒、不能應 管仲進爲言之也」とある。これによれば、注の「卒愕」は、「即座に」の意かもしれない。また、「爲此言」は、「これがために言う」と讀むべきかもしれない（『釋文』を参照）。

團曹子曰

⑤ 莊公もまた、とっさに何を言ったらいいか、わからなかったので、曹子に任せたのである。

團城壞壓竟

⑥ 齊がしばしば魯を侵して邑を取ったから、これによって、深く侵畧したことを喩えたのである。

⑦ 『史記』刺客列傳に「今魯城壞即壓齊境」とあり、『索隱』に「齊魯

鄰接 今齊數侵魯 魯之城壞 即壓近齊之境也」とあるのを参照。なお、徐疏に「抑壓魯竟以爲己物」とあるのは、おかしい。

團君不圖與

⑧ 「君」とは、齊の桓公のことをいう。「圖」は、計「はかる」である。「君は、魯を侵す計畫をおひかえ下さい」と言うのと同じである。

⑨ 何休は、傳の「圖」を、魯を侵すことを謀るの意に解しているようであるが「?」、『史記』刺客列傳には「君其圖之」とあるから、状況を考慮するの意に解するべきであろう。あるいは、注も、「與」の字はないが、「君は、魯をひどく侵畧していることについて、お考えにならないか」、「君は、魯をひどく侵畧していることについて、お考えにならないか」と読むべきであろうか「?」。

團管子曰 然則君將何求

⑩ 侵した邑は一つではない。どれを望んでいるのか。

團曹子曰 願請汶陽之田

⑪ 魯の國境を回復しようとしたのである。

團管子顧曰 君許諾

⑫ 諸侯は、國のために死に、邑のためには死なないから、許諾してかま

わないのである。

團桓公曰 諾 曹子請盟 桓公下 與之盟

⑬ 壇を下り、曹子と、莊公と盟誓を結ぶことを、約束したのである。必ず壇を下りるのは、牲を殺すのは不潔だからである。また、盟は本來、非禮であるから、壇上でしないのである。

⑭ 附注の「盟本非禮」については、桓公三年の傳文に「古者不盟 結言而退」とあるのを参照。

團已盟 曹子標劍而去之

⑮ 「標」は、辟「すてる」である。この時、曹子は、劍をかまえて桓公をみはっていたが、盟がおわると、劍を地面にすてて、桓公のもとから離れた。だから、このように言ったのである。

團要盟可犯

⑯ 臣が君に約束させるのを「要」という。強要されて盟ったから、「やぶってもよい」と言っているのである。

⑰ 附注の「臣約其君」の「其」は、校勘記に従って、「束」に改める。

團而桓公不欺

曹子可讎

⑱ 臣の身で君を劫したのだから、その罪に對して、「報復してもよい」のである。

團而桓公不怨

桓公之信著乎天下 自柯之盟始焉

⑲ 諸侯は、これによって、そろって慕い信じて服従し、鄆で二度會し、



幽で同盟し、（桓公は）かくて霸功をなしとげた。だから、このように言ったのである。桓公を劫して汶陽の田を取りかえしたことを書いていないのは、詐を行い、人を劫した、ことを諱んでである。

〔莊公十四年〕

經十有四年春齊人陳人曹人伐宋

經夏單伯會伐宋

團其言會伐宋何

⑤國を伐った場合には、（普通）別に「會」を書くことはせず、（また）

曹伯襄には、「會諸侯」と言っている、から。

附僖公二十八年に「曹伯襄復歸于曹」とあり、「遂會諸侯圍許」とある。

團後會也

⑥約束しておきながら、おくれたから、（單伯を）「會」にだけ挙げているのである。（この記事を）書いたのは、單伯の不信をそしり、同時に、功・惡に深・淺があることをはっきりさせる、ためである。（つまり）義兵に従おうとしておくれた場合には、功が薄く、不義の兵に従おうとしておくれた場合には、惡が淺いのである。

經秋七月荆入蔡

經冬單伯會齊侯宋公衛侯鄭伯于鄆

〔莊公十五年〕

經十有五年春齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯會于鄆

經夏夫人姜氏如齊

經秋宋人齊人邾婁人伐兗

經鄭人侵宋

經冬十月

〔莊公十六年〕

經十有六年春王正月

經夏宋人齊人衛人伐鄭

經秋荆伐鄭

經冬十有二月公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯滑伯滕子同盟于幽

附この經文には問題がある。詳しくは、按勘記、『義疏』を参照。

團同盟者何 同欲也

⑦心を同じくして盟を欲したのである。心を同じくして善を行えば、善は必ず成就し、心を同じくして惡を行えば、惡は必ず成就するから、重んじて「同」と言ったのである。

附注の「故重而言同心也」の「心」は、衍文とみなす〔按勘記を参照〕。

經邾婁子克卒

⑩小國には卒をいったことがないのに、(ここで)卒をいつているのは、覇者を慕い、天子を尊ぶ心もち、行いが進んだ、からである。日をいつていないのは、始めて覇者に従っただけで、まだ(行いの進みぐあい)が瑣ほどではない、からである。瑣の卒は、二十八年にみえる。附注の「始與霸者」については、十三年に「春齊侯宋人陳人蔡人邾婁人會于北杏」とあるのを参照。

瑣の卒については、二十八年に「夏四月丁未邾婁子瑣卒」とあり、注に「日者 附從霸者朝天子 行進」とある。

〔莊公十七年〕

經十有七年春齊人執鄭瞻

團鄭瞻者何 鄭之微者也

⑪氏が無いから。

團此鄭之微者 何言乎齊人執之

⑫宋の萬を獲たことを書いていないのは、微者を獲たことは罪責しないからであり、今ここで、齊を書いて「人」と稱しているのは、執えたことを罪責する表現である、から。

⑬十二年の傳文に「萬嘗與莊公戰 獲乎莊公」とあり、注に「獲不書者

士也」とあるのを参照。

團書甚倭也

⑭甚しく倭であったから、書いてにくんだのであり、人を執えた罪を輕減するため(の手立て)である。それなのに、伯討「方伯の討伐」と

することが出来ないのは、事がまだなされておらず、罪が成立していない、からである。孔子が言っている「鄭の音楽を追放し、倭人を遠ざける」『論語』衛靈公篇』と。(つまり)罪が成立していない場合は、遠ざけるだけしておくべきなのである。

⑮附注の「伯討」については、僖公四年の傳文に「稱侯而執者 伯討也 稱人而執者 非伯討也」とあるのを参照。

⑯なお、注の「然」は、疏の標起訖を参考にすると、あるいは、衍文かもしれない。また、注の「伯當遠之而已」の「伯」は、按勘記に従って、「但」に改める。

經夏齊人澣于遂

團澣者何 澣積也 衆殺戍者也

⑰「澣」は、死をあらわす言葉である。「澣」は、死に方として、積死し、一人ではなかった、という表現である。だから、「澣積」と言っているのである。「衆」は、多である。兵で守る「監視する」のを「戍」という。齊人が遂を滅した「十三年」ため、遂の民は動搖し、(國を)去ろうとしたが、齊が強引に戍った「とどまらせた」。(そこで)遂人は共に、薬を飲料水に投じて、多く殺したのである。昔は、分土はあっても、分民はなかったから、齊が戍ったのは非であり、遂は罪責するにあたらぬ。だから、齊が自ら積死したという表現にし

たのである。「人」を稱しているのは、衆多という表現である。警備兵の將帥を書いていないのは、自國內の兵だから、書かなかったのである。

傳の「積」は、漬「しみる、そまる、うつる」に通じ、「澱積」で連文、と解すべきであろう『釋文』に「積也 本又作漬」とあるのを参照。ただし、注の「積死」の「積」は、文字通り、つもる、かさなる、の意に解すべきなのか、やはり漬に通じるとみるべきなのか、はっきりしない。

注では、「衆 多也」とあり、また、「多殺之」とあって、傳の「衆」を、副詞的に、多くの意に解しているようであるが、遂の衆人の意に解すべきではあるまいか「？」。

注の「古者有分土無分民」については、桓公元年の傳を参照。

經秋鄭瞻自齊逃來

傳何以書 書甚佞也

曰 佞人來矣 佞人來矣

④ かさねて「來」と言っているのは、そもそも經がこのことを書いたのは、傳でいっているような理由からである、ということ強調したのである。つまり、魯が、知っていながら受け入れ、その計策を信じて齊の淫女を娶り、楹に丹を塗り、桷に彫刻を施し、結局は敗禍を招いた、ことを痛んだのである。「逃」(の字)を加えているのは、瞻を抑えたのである。抑えるわけは、上の「執」で、「人」を稱しているた

め、(瞻の)悪が明らかでないかまぎらわしい、からである。「瞻」を「鄭」に繋げているのは、行い(の評價)は郷里に本づくべきことを明らかにしたのである。子貢が「郷人がみな好んでいたら、いかがでしょうか」とたずねると、子は「だめだ」と答え、「郷人がみなにくだんでいるとしたら、いかがでしょうか」とたずねると、子は「だめだ。郷人のうちの善人が好み、郷人のうちの悪人がにくだんでいる、のには及ばない」と答えた。

傳注の「取齊淫女」については、二十四年に「夏公如齊逆女」とあり、「八月丁丑夫人姜氏入」とある。なお、その上に「信其計策以」とあるのは、徐疏によると、春秋説にもとづくものである。

注の「丹楹刻桷」については、二十三年に「秋丹桓宮楹」とあり、二十四年に「春王三月刻桓宮桷」とある。

注の「加逃者 抑之也」については、穀梁傳文に「逃義曰逃」とあるのを参照。

注の「上執稱人 嫌惡未明」については、僖公四年の傳文に「稱人而執者 非伯討也」とあるのを参照。

注の「子貢問曰」以下は、『論語』子路篇の文である。ただし、文字に少しく異同がある。

經多多麋

傳何以書 記異也

④ 「麋」というのは、迷と同じである。魯が鄭の瞻にまどわされること

の象である。「多」と言っているのは、多かつた點を異としたのである。

④ 附注の「麋之爲言 猶迷也」については、『漢書』五行志中之上に「麋之爲言 迷也」とあり、『白虎通』郷射篇に「麋之言 迷也」とあるのを参照。

注の「象魯爲鄭瞻所迷惑也」は、徐疏によると、『感精符』の文である。

注の「言多者 以多爲異也」については、徐疏に「魯舊有麋 但今乃多耳」とある。

〔莊公十八年〕

⑤ 經十有八年春王三月日有食之

⑥ この後、戎が中國を犯し、魯が鄭の瞻に目をふさがれ、夫人が莒に行ったりして放蕩する、ことの前徴である。

附注の「所致」は、はじめに「是後」とあることからして、前徴の意に解する。なお、隱公三年の注に「異者 非常可怪 先事而至者」とあるのを参照〔日食は「異」である〕。

⑦ 經夏公追戎于濟西

⑧ 兵で驅逐するのを、「追」という。

⑨ 團此未有言伐者 其言追何

⑩ 「公追齊師至嵩」とある場合には、(その前に)齊が侵入したことを

舉げている、から。

⑪ 僖公二十六年に「齊人侵我西鄙 公追齊師至嵩弗及」とある。なお、

注の「鄒」は、按勘記に従って、「嵩」に改める。

⑫ 團大其爲中國追也

⑬ どこまで行ったかを限定していないことから、中國のために追い拂ったことがわかる。

⑭ 團此未有伐中國者 則其言爲中國追何 大其未至而豫禦之也

其言于濟西何

⑮ (僖公二十六年には)「公追齊師至嵩弗及」とあって、「于」とは言っていない、から。

⑯ 附注の「鄒」は、按勘記に従って、「嵩」に改める。

⑰ 團大之也

⑱ ① 公が害を除き、恩が濟西に及んだ、ことを大としたのである。「大」と言うのは、功賞があるべきだからである。「追」には、例として、時をいう。

⑲ 經秋有螽

⑳ 團何以書 記異也

㉑ 「螽」というのは、惑と同じである。その毒は人をそこない、姿は見ることが出来ない。魯が鄭の瞻に惑わされ、その毒が人をそこない、大亂がおころうとして(いるのに)気づかない、ことの象である。

㉒ 「有」と言っているのは、有ったこと〔出たこと〕自體を異としたの

である。

附注の「盛之猶言惑也」は、「惑之猶言惑也」の誤りかもしれない。な

お、『漢書』五行志下之上に「賊猶惑也」とある。

注の「象魯爲鄭瞻所惑」については、十七年冬の注に「象魯爲鄭瞻所

迷惑也」とあり、疏に「感精符文」とあるのを参照。

注の「言有者 以有爲異也」については、十七年に「冬多稟」とあり、

注に「言多者 以多爲異也」とあるのを参照。

經冬十月

〔莊公十九年〕

經十有九年春王正月

經夏四月

經秋公子結媵陳人之婦于鄆 遂及齊侯宋公盟

團媵者何 諸侯娶一國 則二國往媵之 以姪娣從

④「往媵之」と言っているのは、禮では、君は媵を求めず、二國が自分から往って、夫人の媵となる、からである。夫人の尊を專一にするため（の手立て）である。

附成公八年に「衛人來媵」とあり、注に「言來媵者 禮 君不求媵 諸

侯自媵夫人」とあるのを参照。また、『白虎通』嫁娶篇に「所以不聘

妾何 人有子孫欲尊之義 不可求人爲賤也 春秋傳曰 二國來媵

可求人爲士 不可求人爲妾何 士即尊之漸 賢不止於士 妾雖賢 不得爲適」とあるのを参照。

團姪者何 兄之子也 娣者何 弟也 諸侯壹聘九女 諸侯不再娶

④必ず姪娣がついてゆくのは、一人に子ができたときに、（他の）二人が喜ぶようにさせたい、からである。嫉妬を防ぎ、繼嗣を重んじさせる、ため（の手立て）であり、同時に、それによって、尊尊・親親（の義）を備えるのである。「九」であるのは、陽數を極めるからである。二度娶らないのは、人の情を節し、媵の路を開く、ため（の手立て）である。

附注の「必以姪娣從之者云云」については、文公十八年の穀梁傳文に

「姪娣者 不孤子之意也 一人有子 三人緩帶」とあるのを参照。また、『白虎通』嫁娶篇に「備姪娣從者 爲其必不相嫉妬也 一人有子

三人共之 若己生之」とあるのを参照。

注の「九者 極陽數也」については、『漢書』杜欽傳に「禮壹娶九女 所以極陽數 廣嗣重祖也」とあるのを参照。

注の「不再娶者云云」については、『白虎通』嫁娶篇に「必一娶何 防淫泆也 爲其棄德嗜色 故一娶而已 人君無再娶之義也」とあるのを参照。なお、「開媵路」については、徐疏に「謂亦有爲媵之望也」とある。

團媵不書 此何以書

④（隱公二年には）「冬十月 伯姬歸于紀」とだけあって、「媵」を書いていない、から。

團爲其有遂事書

⑩下に遂事の善なるものがあるから、本来なら書くはずのないものを書いて、詳録しようとするものがあることを示したのであり、伯姫の場合に「媵」を書いているのと同じである。もし、媵をおくったのでなければ、書き得るもので、本を張るための表現、を採用して、「公子結如陳、遂及齊侯宋公盟于郵」と言うべきところである。

⑪注の「猶伯姫書媵也」については、成公八年に「衛人來媵」とあり、同九年に「晉人來媵」とあり、同十年に「齊人來媵」とあり、傳にみな、「媵不書 此何以書 録伯姫也」とあるのを参照。

なお、注の「故書所以不當書」の「以」は、校勘記に従って、衍文とみなす。

團大夫無遂事 此其言遂何

聘禮大夫受命不受辭

⑫外での事は、あらかじめきめておかないから、このように言ったのである。

團出竟有可以安社稷利國家者 則專之可也

⑬これより先、郵・幽の會「十五年・十六年」に、公がひきつづいて参加しなかったため、公子結が竟を出ると、齊・宋が魯の討伐をたくらんでいる、という事態に遭遇した。それ故、君命を勝手に變更して、齊・宋と盟ったのである。(つまり) 國家の難を除き、人民の命を保全したから、ほめて詳録したのである。先に地を書き、後に「盟」を書いているのは、竟を出てはじめて、獨斷專行することが許される、

ということを明らかにしたのである。「盟」に地をいっていないのは、

上では竟を出た(ことを示す)ために地をいった、というふうにさせたいからである。(つまり) もし、更めて地を出すと、上で地をいっているのが、別に、「媵」のために出した、かにまぎらわしい、からである。陳が「人」を稱しているのは、内「魯」のために書いたから、畧して、外國としての表現で言ったのである。これは陳侯夫人であるのに、「婦」と言っているのは、(嫁ぐ)途中だったからである。「之」(の字)を加えているのは、禮が未だ完成していなかったからである。(下に)「冬齊人宋人陳人伐我西鄙」とあるのに、「盟」に日をいっていないのは、國家が、後に(公子)結の盟約に背いただけで、結自身が不信だったわけではない、ということを示したのである。

⑭注の「此陳侯夫人 言婦者 在塗也」については、隱公二年の傳文に

「女在其國稱女 在塗稱婦 入國稱夫人」とあるのを参照。

注の「冬齊人宋人陳人伐我西鄙 而盟不日者云云」については、隱公元年の三月の注に「君大夫盟例日、惡不信也 此月者(中畧) 故爲小信辭也 大信者時」とあるのを参照。

なお、注の「公此不至」の「此」は、校勘記に従って、「比」に改める。

團夫人姜氏如莒

團多齊人宋人陳人伐我西鄙

⑮「鄙」は、邊垂「はし、はづれ」という表現である。(以下不明)

〔傳注の「榮見遠也」については、按勘記に「諸本同 句當有誤」とある。ちなみに、穀梁傳文には「其曰鄙 遠之也 其遠之何也 不以難邇我國也」とある。

〔莊公二十年〕

經二十年春王二月夫人姜氏如莒

〔注〕月をいっているのは、二度目の外出だからである。四年にすでに月をいっていることに従わない〔省畧しない〕のは、國がちがうからである。

〔傳注の「再出」については、十九年に「夫人姜氏如莒」とある。

注の「不從四年已月者 異國」については、四年に「春王二月夫人姜氏饗齊侯于祝丘」とあり、注に「月者 再出重也 三出、不月者 省文 從可知例」とあるのを参照。

經夏齊大災

團大瘠者何 大瘠也

〔注〕「瘠」は、病であり、齊人の語である。「大」を加えていることから、火災ではないことがわかる。

團大瘠者何 痢也

〔注〕「痢」は、民の疾疫〔傳染病〕である。

團何以書 記災也

外災不書 此何以書 及我也

〔注〕「宋大水」と同義である。痢は、邪亂の氣が生みだすものである。（つまり）この時、魯は鄭の贍を信任し、夫人が莒に行つて淫洗し、齊侯もまた姑姊妹たちと淫通して、嫁がない者が七人もいた、からである。

〔傳注の「與宋大水同義」については、十一年に「秋宋大水」とあり、傳に「何以書 記災也 外災不書 此何以書 及我也」とあり、注に「時魯亦有水災 書魯則宋災不見 兩舉則煩文不省 故詭例書外 以見内也」とある。

注の災異解釋については、『漢書』五行志上に「董仲舒以爲魯夫人淫於齊 齊桓姊妹不嫁者七人」とあるのを参照。なお、齊桓の淫行については、徐疏に引く『晏子春秋』に「齊景公問於晏子曰 吾先君桓公淫女公子 不嫁者九人 而得爲賢君何」とあるのを参照〔ただし、現行本には「景公問于晏子曰 昔吾先君桓公 善飲酒窮樂 食味方丈 好色無別 辟若此 何以能率諸侯以朝天子乎」とある。また、『荀子』仲尼篇に「内行則姑姊妹之不嫁者七人 閨門之内 般樂奢汰」とあり、『說苑』尊賢篇に「將謂桓公清潔乎 閨門之内 無可嫁者 非清潔也」とあるのを参照。

經秋七月

經多齊人伐我

〔莊公二十一年〕

經二十有一年春王正月

經夏五月辛酉鄭伯突卒

經秋七月戊戌夫人姜氏薨

經冬十有二月葬鄭厲公

④《春秋》は、篡(奪)が明らかな場合には、「葬」を書く。

⑤桓公十五年「秋九月鄭伯突入于櫟」とある。

〔莊公二十二年〕

經二十有二年春王正月肆大省

團肆者何 跌也

⑥「跌」は、度を過すことである。

⑦穀梁の經では、「省」を「省」に作っており、傳に「肆 失也 省

災也」とあり、范注に「易稱赦過宥罪 書稱省災肆赦 經稱肆大省

皆放赦罪人 蕩滌衆故」とある。孔廣森『通義』は、これに従って、

何注を非とし、「跌〔肆〕」は、赦免するの意である、としている。

團大省者何 災省也

⑧子・卯の日をいう。夏が卯の日に亡び、殷が子の日に亡んだから、先

王はいつも、この日には吉事を省いて、あえて舉行せず、また、自分

はこのようにならなくてすむだろうか、大いに自ら反省し、つつし

んだのである。いつも、災を聞いて自ら反省する、かのようにであった

から、「災省」と言うのである。

⑨『禮記』檀弓下篇に「子卯不樂」とあり、注に「紂以甲子死 桀以乙

卯亡 王者謂之疾日 不以舉樂爲吉事 所以自戒懼」とあるのを参照。

また、『周禮』大司徒に「以荒政十有二聚萬民(中略)七日 省禮」

とあり、注に「省禮 謂殺吉禮也」とあるのを参照(なお、『釋名』

釋天に「省 省也」とある)。

なお、『通義』は、穀梁に従って、何注を非とし、「災省〔大省〕」は、

大罪(人)の意である、としている。

團肆大省何以書 譏 何譏爾

譏始忌省也

⑩この時、魯は夫人の喪中であつたのに、省日〔子・卯の日〕を忌んで、

哭さなかつたのである。省日は本來、吉事を忌むためのものであつて、

凶事を忌むためのものではない。だから、禮では「哭するには、子・

卯の日を避けない」『儀禮』士喪禮)のである。孝子の恩を專一にす

るため(の手立て)である。「母を思うことを許さない」〔元年傳文〕

のに、省日を忌んだことを譏っているのは、そもそも母に事えなかつ

たのなら、始めから省日を忌むはずもない〔とにかく、母に事えた〕、

からであり、商人のために、(臣子が) 賊を討たなかつたことを責め

ている、のと同じである。

⑪注の「猶爲商人責不討賊」については、徐疏に「文十四年九月齊公子

商人弑其君舍 然則商人者是篡弑之賊也 齊之臣子 理宜討之 而反

臣事失其所也 及文十八年夏齊人弑其君商人 而不書其葬者 以責臣



子不討賊也 似文姜罪實宜絶之 公既不絶 宜盡子道 而反忌省 故得責之」とある。

注の「孝子之思」の「思」は、抜勘記を参考して、「恩」に改める。なお、『通義』は、何注を非とし、傳の「忌省」は、國に大罪人がいることを諱む、の意である、としている。

經癸丑葬我小君文姜

團文姜者何 莊公之母也

⑤ そのたびに傳を發しているのは、仇母であることを示し、子の恩を詳録したのである。一般に、母は、子の在位期間内では、適・庶の別なく、いづれもみな、子に繋がり、子の在位期間外では、適母は夫に繋がり、庶母は子に繋がる。「小君」と言っているのは、君と比べて小だからであり、ともに、臣子の立場からの表現である。「文」は、諡である。夫人は、姓を諡に配する。最後まで本を忘れないようにさせたいからである。

附注の「輒發傳」については、隱公元年の傳文に「仲子者何 桓之母也」とある。

經陳人殺其公子禦寇

⑥ (この記事を)書いたのは、君の子を殺すのはゆゆしきことだからである。

經夏五月

⑥ 「五月」を時の首としているのは、莊公が、仇國の女を娶ったため、先祖に事え、四時の祭祀を奉ずる、ことが出来ない、のを譏ったのであり、五月が時の首となれないのと同じである。

附隱公六年の傳文に「春秋雖無事 首時過則書」とあり、注に「首始也 時 四時也 過 歷也 春以正月爲始 夏以四月爲始 秋以七月爲始 冬以十月爲始 歷一時無事 則書其始月也」とあるのを参照。

經秋七月丙申及齊高傒盟于防

⑥ 「防」は、魯地である。

團齊高傒者何 貴大夫也

曷爲就吾微者而盟

⑥ 暨の場合には、公と盟っている、から。

附九年に「公及齊大夫盟于暨」とある。

團公也

⑥ 日をいっているからである。微者の場合は日をいえず、(また)大夫が盟った場合は、名氏を出すはずである。

附隱公元年九月の注に「微者盟例時」とあるのを参照。

團公則曷爲不言公 諱與大夫盟也

經冬公如齊納幣

⑥ 「納幣」は、つまり納微である。禮に「主人が幣を受けとり、士が儼皮を受けとる」とある。禮で「納微」と言い、『春秋』で「納幣」と言うのは、『春秋』は質だからである。一般に、婚禮は、みな鴈を用い

る。鴈が時節を心得ている點に取ったのである。納徴だけは、玄帛三匹・纁帛二匹と麗皮を用いる。玄帛三匹・纁帛二匹は、それらが天地に順っている點に取ったのである。麗皮は、鹿の皮であり、昔を重んじるため（の手立て）である。

〔附〕『儀禮』士昏禮に「納徴、玄纁束帛麗皮、如納吉禮」とあり、記に「主人受幣、士受皮者、自束出于後、自左受、遂坐攝皮、逆退、適東壁」とあるのを参照。また、『白虎通』嫁娶篇に「納采問名納吉請期親迎、以鴈爲贄、納徴用玄纁、故不用鴈也、贄用鴈者、取其隨時而南北、不失其節（中畧）納徴、玄纁束帛離皮、玄三法天、纁二法地也」とあるのを参照。また、隱公元年秋七月の注に「束帛謂玄三纁二玄三法天、纁二法地」とあるのを参照。なお、注の最後の「所以重古也」については、徐疏に「正以古者食肉衣服捕禽獸故也」とある。なお、注のはじめの方に「納徴納徴」と重ねているのは、校勘記に従って、一方を衍文とみなす。

團納幣不書 此何以書

⑤ 桓公三年には「公子翬如齊逆女」とあって、「納幣」は書いていない、から。

團 何譏爾 親納幣非禮也

〔注〕この時、莊公は、實は淫佚したのであるが、大惡すぎて言うことが出来ないから、「納幣」があったのを利用して、（かわりに）禮儀しらず來ないから、「納幣」があったのを利用して、（かわりに）禮儀しらずという點〔自分で納幣したという小惡〕を譏ったのである。喪中に娶ったことを譏らないのは、淫の方を重大とみるからである。一般に、

公が齊へ行った場合、淫を示すための手立てとして、いづれもみな、危んで、もどったことをいう。

〔附〕注の「譏喪娶」については、文公二年の傳文に「納幣不書 此何以書

譏 何譏爾 譏喪娶也」とあるのを参照。

注の「危致」については、桓公二年冬の注に「凡致者 臣子喜其君父脫危而至」とあるのを参照。

〔莊公二十三年〕

經二十有三年春公至自齊

團桓之盟不日 其會不致 信之也

⑥ 柯の盟には日をいわず、柯の會からはもどったことをいっていない、から。

〔附〕十三年に「冬公會齊侯盟于柯」とある。

團此之桓國 何以致 危之也 何危爾

公一陳佗也

⑦ 公は、齊に行つて淫したから、陳佗と同じである。

〔附〕桓公六年に「蔡人殺陳佗」とあり、傳に「陳佗者何 陳君也 陳君則

曷爲謂之陳佗 絕也 曷爲絶之 賤也 其賤奈何 外淫也 惡乎淫

淫于蔡 蔡人殺之」とあるのを参照。

團祭叔來聘

⑧ 「使」を稱していないのは、公は陳佗と同じだから、絶つて、わが國

に君がないかのようにし、それによって、絶つべきことを示したのであり、同時に、天子がへり下って小人を聘問することを許さなかったのである。

〔附〕閔公二年に「冬齊高子來盟」とあり、傳に「何以不稱使 我無君也」とあるのを参照。

經夏公如齊觀社

團何以書 譏 何譏爾 諸侯越竟觀社非禮也

⑤「觀社」とは、社を祭るのを觀たのである。淫したことを諱んで、「觀社」と言っているのは、自分で納幣した場合と同義である。社は土地の主であり、祭はその徳に報るのである。（社は）萬物を生み、人民を住まわせ、徳が至厚で、功が至大であるから、春・秋に感じて祭るのである。（その際）天子は三牲〔牛・羊・豕〕を用い、諸侯は羊・豕を用いる。

〔附〕注の「諱淫言觀社者 與親納幣同義」については、二十二年に「冬公如齊納幣」とあり、注に「時莊公實以淫泆 大惡不可言 故因其有事於納幣 以無廉恥爲譏」とあるのを参照。なお、『春秋繁露』玉英篇に「譏何故言觀魚 猶言觀社也 皆諱大惡之辭也」とあるのも参照。注の「感春秋而祭之」については、『白虎通』社稷篇に「歲再祭之何春求秋報之義也」とあるのを参照。

注の「天子用三牲 諸侯用羊豕」については、『禮記』王制篇に「天子社稷皆大牢 諸侯社稷皆少牢」とあるのを参照。

經公至自齊

經荆人來聘

團荆何以稱人

〔注〕上では州（名）を稱しているから。

〔附〕十年に「秋九月荆敗蔡師于莘 以蔡侯獻舞歸」とあり、傳に「荆者何州名也」とある。また、十六年に「秋荆伐鄭」とある。

團始能聘也

⑤《春秋》は、魯を王とし、始めて來聘したことに因んで、夷狄で、王化を慕い、聘禮を脩め、正朔を受ける、ことが出來た者は、進めるべきである、ということを明らかにするから、「人」を稱させたのである。「人」を稱する場合には、國（名）に繋げるはずであるのに、「荆」に繋げているのは、「夷狄を許す場合には、一舉にはしない」（文公九年・襄公二十九年傳文）からである。

經公及齊侯遇于穀

經蕭叔朝公

團其言朝公何

⑤公が内にいる場合には「朝公」とは言わず、外にいる場合には「會」と言う、から。

團公在外也

〔注〕この時、公は朝を外で受けたから、「朝公」と言って、公が廟で受け

なかつたことをにくんだのである。

附隠公七年の注に「不言聘公者 禮聘受之於大廟 孝子謙 不敢以己當之 歸美於先君 且重賓也」とあり、同十一年の注に「不言朝公者 禮朝受之於大廟 與聘同義」とあるのを参照。

經秋丹桓宮楹

傳何以書 譏 何譏爾 丹桓宮楹非禮也

⑨「楹」は、柱である。丹塗りしたのは、齊の女を娶るにあたって、見せびらかそうとした、からである。傳で、「丹桓宮」と言っているのは、天子・諸侯には各々きまりがあることをいおうとしたのである。禮では、天子は、けづつて粗くみがき、(さらに)きめの細かい砥石でみがく。諸侯は、けづつて粗くみがき、きめの細かい砥石ではみがかない。大夫は、けづる。士は、先端だけをけづる。宗廟に對して禮を失した場合は、例として時をいう。

附注の「傳言丹桓宮者 欲道天子諸侯各有制也」について。穀梁傳文に

「禮 天子諸侯黜陟 大夫倉 士黜」とあるが、『太平御覽』卷第一 百八十七の引用では、これを「禮 天子、丹、諸侯、黜 大夫蒼 士黜」に作っている。後者によれば、魯はここで、天子の禮を僭用したということになり、何休の解釋と共通する。なお、王引之は、前者をとり、魯はここで、そもそも禮として存在しないものを行った、としている。〔『經義述聞』穀梁の項を参照〕。

注の「禮天子云云」は、實は、「楹」に關するものではなくて、「楹

に關するものである。二十四年の穀梁傳文に「禮 天子之楹、斲之、斲之、加密石焉 諸侯之楹、斲之、斲之、大夫斲之 士斲本」とあるのを参照。なお、『國語』晉語八にも「天子之室 斲其椽、而斲之 加密石焉 諸侯斲之 大夫斲之 士首之」とある。

經多十有一月曹伯射姑卒

⑩曹は、『春秋』を通じて、常に、「卒」に月をいい、「葬」に時をいう。(つまり)始めに、「卒」に日をいい、「葬」に月をいって、大國と同じであるかまぎらわしいから、以後の「卒」には(みな)日をいわないのであり、所聞の世に入り、日をいえるようになって、日をいわないのである。

附注の「曹達春秋常卒月葬時也」については、例えば、文公九年に「秋八月、曹伯襄卒」(冬)葬曹共公」とあり、昭公十八年に「春王三月、曹伯須卒」(秋)葬曹平公」とある。

注の「始卒日葬月」については、桓公十年に「春王正月庚申、曹伯終生卒」とあり、「夏五月、葬曹桓公」とあって、注に「小國始、卒 當卒月葬時 而卒、日葬、月者 曹伯年老 使世子來朝 春秋敬老重恩 故爲魯恩錄之尤深」とある。

注の「嫌與大國同」については、隠公四年の注に「卒日葬月 達於春秋 爲大國例」とあるのを参照。

經十有二月甲寅公會齊侯盟于扈

傳桓之盟不日 此何以日 危之也 何危爾

我貳也

⑤ 莊公に汚貳の行いがあったのである。

附注の「汚貳之行」については、徐疏に「謂莊公之行既不清潔、又不專、

一、故謂之汚貳矣」とある。ただし、俞樾『平議』には、「傳文止言

貳、不言汚、而何解以爲汚貳、蓋以汚釋貳也、若如疏義、分汚貳爲二

則汚字増出矣、今按貳當讀爲膩、玉篇肉部、膩、垢膩也、垢膩則有

汚義、古字即以貳爲之、廣雅釋言、貳、汚也、王氏念孫疏證曰、貳當

作膩」とある。

なお、注の「淫泆」は、按勘記に従って、衍文とみなす。

團魯子曰、我貳者、非彼然、我然也

⑥ 上の説明では、齊が、わが國が貳であるのをにくみ、疑って盟ったか

ら、日をいった、かにまぎらわしいから、「齊がわが國をにくんだの

ではなく、わが國（自體）の行いが汚貳で、動けば危険があった、か

ら日をいったのである」と、解説したのである。

〔莊公二十四年〕

經二十有四年春王三月刻桓宮楹

團何以書 譏 何譏爾 刻桓宮楹非禮也

⑦ 楹に丹塗りした場合と同義である。月をいつているのは、工事の規模

が、楹に丹塗りする場合よりも大きい、からである。

附二十三年に「秋丹桓宮楹」とあり、注に「丹之者、爲將娶齊女、欲以

誇大示之」とあるのを参照。また、同注に「失禮宗廟 例時」とある

のを参照。

經葬曹莊公

經夏公如齊逆女

團何以書 親迎禮也

⑧ 淫したことを諱むから、禮にかなっているから書いた、かのようにし

たのである。禮では、諸侯が娶って三箇月後に、夫人が宗廟にまみえ、

宗廟にまみえてはじめて、婦としての禮が完成する、のである。

附注の「諱淫」については、二十二年冬の注に「時莊公實以淫泆 大惡

不可言」とあるのを参照。

注の「禮諸侯云云」については、『禮記』曾子問篇に「三月而廟見

稱來婦也 擇日而祭於禰 成婦之義也」とあるのを参照。

經秋公至自齊 八月丁丑夫人姜氏入

團其言入何

⑨（桓公三年の）夫人姜氏には、「至」と言い、「入」とは言っていない、

から。

附桓公三年に「夫人姜氏至自齊」とある。

團難也

其言日何

⑩（桓公三年の）夫人姜氏の到着には、日をいつていない、から。

團難也 其難奈何

夫人不僂 不可使入 與公有所約 然後入

④「僂」は、疾「すみやか」であり、齊人の語である。「約」とは、媵妾を遠ざけることを約束したのである。夫人は、とどまって、すみやかに公に順うことに同意せず、(そのため)すぐに入らせることが出来ず、公がもどった後に、公と約束し、八月丁丑になって、ようやく入った。だから、難澀したという表現をなしたのである。夫人が公に約束させたことを大悪としないのは、妻が夫に事えるには、四つの義がある、からである。(つまり)鶏鳴に、髪を黒い絹で包み、弁をさして朝するのは、君臣の禮であり、三年間、あわれみいたむのは、父子の恩であり、安危・可否をはかるのは、兄弟の義であり、樞機の内・寢席の上は、朋友の道であるから、専ら君臣の義だけで責めるわけにはゆかないのである。

⑤注の「夫人要公 不爲大悪」については、徐疏に「正以所傳聞之世内之大悪皆諱不書 今而書之 故知然也」とある。なお、「要」については、十三年の注に「臣約束君曰要」とあるのを参照。

注の「妻事夫有四義云云」については、『白虎通』嫁娶篇に「婦事夫有四禮焉 雞初鳴咸盥漱 櫛縱弁總而朝 君臣之道也 側隱之恩 父子之道也 會計有無 兄弟之道也 閨闈之内衽席之上 朋友之道也」とあるのを参照。

⑥經戊寅大夫宗婦覲用幣

⑦宗婦者何 大夫之妻也 覲者何 見也 用者何

用者不宜用也

⑧幣を贄「てみやげ」として用いてはならないのである。

⑨圖見用幣 非禮也

⑩「用」という表現が、「覲」の下にあって、持ってまみえさせないことから、非禮であることがわかる。

⑪徐疏に「若其是禮 宜言大夫宗婦用幣、覲也」とある。

⑫圖然則曷用 棗栗云乎 服脩云乎

⑬「服脩」は、脯「ほじし」である。禮では、婦人は、舅姑にまみえるには、棗・栗を贄とし、女姑にまみえるには、服脩を贄とし、至尊なる夫人にまみえるには、兩方を用いる。「云乎」は、辭「虚詞」である。棗・栗は、早朝から自分を謹敬にすることに取ったのであり、服脩は、斷斷「一心」に自分を脩正することに取ったのである。これらを執る「持つ」のは、その言葉どおりにするということであり、情をのべ、心をくばるため(の手立て)である。一般に、贄として、天子は鬯「においざけ」を用い、諸侯は玉を用い、卿は羔を用い、大夫は鴈を用い、士は雉を用いる。雉は、それが耿介である「かたく操を守る」ことに取ったのである。鴈は、それが、人の上において、行列の先後が整っている、ことに取ったのである。羔は、それが、とらえても鳴かず、殺してもさげばず、必ずひざまづいて乳をもらい、義のために死に、禮を知る者に似ている、ことに取ったのである。玉は、それが、極めて清廉で、缺點をかくすことをせず、潔白で、汚れを受けず、内は堅剛でありながら、外は温潤であり、徳を備えた君子に似ている、ことに取ったのである。鬯は、それが、こうばしい香りを發して上に

あり、臭いが天に達して、醇粹でまじりけがなく、聖人に似ている、ことに取ったのである。だから、その人が執る「持つ」ものをみれば、その人の職務がわかるのである。日をいつているのは、禮では、夫人が到着すると、大夫がみな郊に出迎え、あくる日に、大夫の宗婦がみなまみえるから、そのあくる日を著わしたのである。大夫の妻を「宗婦」と言うのは、大夫のうちで、宗子であるもの、についてである。

族に宗があるのは、族をととのえ、親疏をおさめ、昭穆の親疏がそれぞれ正しい順序になるようにする、ためである。だから、始祖の統で、世々重きを継ぐものが、大宗となり、旁統のものが、小宗となる。小宗に子がない場合は絶ち、大宗に子がない場合は絶たない。本を重んじるからである。天子・諸侯は（位を）世襲し、三牲で養うから、禮として、宗を代わるといふきまりがある。大夫は世襲しないから、宗を勝手に（代わること）は出来ない。「宗婦」と明言しているのは、教化が本から始まることを重んじてである。

附傳・注の「暇」は、按勘記に従って、すべて、「暇」に改める。

注の「服脩者」から「自脩正」までは、『儀禮』士昏疏に引用されている。ただし、引用文では、「舅姑」を「舅」に、「女姑」を「姑」に作っている。なお、『白虎通』瑞贄篇に「故后夫人以棗栗服脩者 凡内脩陰也 又取其朝早起 栗戰慄自正也 服脩者 脯也」とあるのを参照。また、文公二年の傳文に「練主用栗」とあり、注に「栗猶戰栗 謹敬貌」とあるのを参照。

注の「凡贄天子用鬯云云」については、『禮記』曲禮下篇に「凡摯

天子鬯 諸侯圭 卿羔 大夫鴈 士雉」とあるのを参照。また、『白虎通』瑞贄篇に「公侯以玉爲贄者 玉取其燥不輕濕不重 明公侯之德全也 卿以羔爲贄 羔者 取其羣而不黨 卿職在盡忠率下 不阿黨也 大夫以鴈爲贄者 取其飛成行止成列也 大夫職在奉命適四方 動作當能自正以事君也 士以雉爲贄者 取其不可誘之以食 懾之以威 必死不可生畜 士行耿介 守節死義 不當移轉也」とあり、『說苑』修文篇に「天子以鬯爲贄 鬯者 百草之本也 上暢於天 下暢於地 無所不暢 故天子以鬯爲贄 諸侯以圭爲贄 圭者 玉也 薄而不撓 廉而不剝 有瑕於中 必見於外 故諸侯以玉爲贄 卿以羔爲贄 羔者 羊也 羊羣而不黨 故卿以爲贄 大夫以鴈爲贄 鴈者 行列有長幼之禮 故大夫以爲贄 士以雉爲贄 雉者 不可指食籠狎而服之 故士以雉爲贄」とあり、『春秋繁露』執贄篇に「凡執贄 天子用暢 公侯用玉 卿用羔 大夫用雁 雁乃有類於長者 長者在民上 必施然有先後之隨 必倏然有行列之治 故大夫以爲贄 羔有角而不任 設備而不用 類好仁者 執之不鳴 殺之不諦 類死義者 羔食於其母 必跪而受之 類知禮者 故羊之爲言 猶祥與 故卿以爲贄 玉有似君子 子曰 人而不曰如之何如之何者 吾末如之何也矣 故匿病者不得良醫 羞問者聖人去之 以爲遠功而近有災 是則不有 玉至清而不蔽其惡 内 有瑕穢 必見之於外 故君子不隱其短 不知則問 不能則學 取之玉也 君子比之玉 玉潤而不汚 是仁而至清潔也 廉而不殺 是義而不害也 堅而不磨 過而不濡 視之如庸 展之如石 狀如石 搔而不可從 潔白如素 而不受汚 玉類備者 故公侯以爲贄 暢有似於聖人

者 純仁滄粹 而有知之貴也 擇於身者 盡爲德音 發於事者 盡爲潤澤 積美陽芬香 以通之天 暢亦取百香之心 獨末之 合之爲一 而達其臭氣暢于天 其滄粹無擇 與聖人一也 故天子以爲贊 而各以事上也 觀贊之意 可以見其事」とあるのを参照。なお、注の「士用雞」の「雞」は、校勘記に従って、「雉」に改める。

注の「族所以有宗者云云」については、『白虎通』宗族篇に「古者所以必有宗何也 所以長和睦也(中畧) 所以紀理族人者也」とあるのを参照。

注の「故始統世世繼重者云云」については、『白虎通』宗族篇に「宗其爲始祖後者 爲大宗 此百世之所宗也 宗其爲高祖後者 五世而遷者也(中畧) 宗其爲曾祖後者 爲曾祖宗 宗其爲祖後者 爲祖宗 宗其爲父後者 爲父宗 父宗以上至高祖宗 皆爲小宗 以其轉遷別于大宗也」とあるのを参照。

注の「小宗無子則絶云云」については、『白虎通』封公侯篇に「禮服傳曰 大宗不可絶 同宗則可以爲後 爲人作子何 明小宗可以絶 大宗不可絶 故舍己之後 往爲後於大宗 所以尊祖重不絶大宗也 春秋傳曰 爲人後者爲之子」とあるのを参照。

注の「天子諸侯世云云」については、『白虎通』宗族篇に「諸侯奪宗 明尊者宜之 大夫不得奪宗何 曰 諸侯世世傳子孫 故奪宗 大夫不傳子孫 故不奪宗也」とあるのを参照。なお、『漢書』梅福傳に「諸侯奪宗」とあり、注に「如淳曰 奪宗 始封之君尊爲諸侯 則奪其舊爲宗子之事也」とあるのも参照。

○大水

④夫人が節制せず、そのまま二叔と淫通し、陰氣が盛んになったから、あくる年にも、また水がでたのである。

⑤注の「淫二叔」については、二十七年の傳に「公子慶父公子牙通乎夫人」とある。

注の「明年復水」については、二十五年に「秋大水」とある。

なお、『漢書』五行志上に「董仲舒以爲夫人哀姜淫亂不婦 陰氣盛也

劉向以爲哀姜初入 公使大夫宗婦見用幣 又淫於二叔 公弗能禁

臣下賤之 故是歲明年仍大水」とあるのを参照。

○多戎侵曹 曹羈出奔陳

○曹羈者何 曹大夫也

⑥小國であることから、氏がなくても大夫であることがわかる。

○曹無大夫 此何以書

⑦羈に氏がないから。

○賢也 何賢乎曹羈

⑧國が侵されたため、出奔して難を避けた、から。

⑨二十七年の傳文に「君子辟内難而不辟外難」とあるのを参照。

○戎將侵曹 曹羈諫曰 戎衆以無義

⑩戎は軍勢が多く、しかも、いつも無義なことばかりしている。

○君請勿自敵也

⑪禮では、兵力が匹敵すれば戦い、匹敵しなければ守る。君は、軍勢が



少ないから、守る方がよい。（つまり）臣下を往かせようとしたのである。

〔傳〕僖公二十二年の穀梁傳文に「倍則攻 敵則戰 少則守」とあるのを參照。

〔團〕曹伯曰 不可

④ 臣下だけを往かせるわけにはゆかない。

〔團〕三諫不從 遂去之 故君子以爲得君臣之義也

④ 孔子が言っている「大臣というものは、道をもって君に事え、それがだめなら、身をひく」〔『論語』先進篇〕と。このことを言ったのである。必ず三度諫めるのは、月が生まれて三日後に、魄〔ひかり、あかり〕を成す、ことに取ったのであり、臣としての道はそれで成就されるのである。きき入れられなかった場合に去ることが出来るのは、仕えるのは道を行うためであり、道が行われなければ、義として、徒食するわけにはゆかない、からである。賢者の志をのぼし、悪君をみすてる、ため（の手立て）である。諫には、五つがある。一つは、諷諫であり、孔子が「家に武器を藏してはならず、邑に百雉の城があつてはならない」と言い、（そのため）季氏が自分から取り壊した〔定公十二年傳文〕のが、その例である。二つは、順諫であり、曹羈〔ここ〕が、その例である。三つは、直諫であり、子家駒〔昭公二十五年傳文〕が、その例である。四つは、争諫であり、子反がひとりで歸ろうとした〔宣公十五年傳文〕のが、その例である。五つは、贖諫であり、百里子・蹇叔子〔僖公三十三年傳文〕が、その例である。

〔傳〕注の「諫必三者云云」については、『禮記』郷飲酒義篇に「讓之三也 象月之三日而成魄也」とあるのを參照。また、『白虎通』日月篇に

「三日成魄 八日成光」とあるのを參照。

注の「不從得去者云云」については、『白虎通』諫諍篇に「諸侯之臣

諍不從 得去何 以屈尊申卑孤惡君也」とあるのを參照。

注の「諫有五云云」については、『說苑』正諫篇に「是故諫有五 一

曰正諫 二曰降諫 三曰忠諫 四曰戇諫 五曰諷諫 孔子曰 吾其從

諷諫矣乎」とあるのを參照。また、『白虎通』諫諍篇に「人懷五常

故知諫有五 其一曰諷諫 二曰順諫 三曰闕諫 四曰指諫 五曰陷諫

諷諫者智也 知患禍之萌 深睹其事 未彰而諷告焉 此智之性也

順諫者仁也 出辭遜順 不逆君心 此仁之性也 闕諫者禮也 視君顔

色 不悅且卻 悅則復前 以禮進退 此禮之性也 指諫者信也 指者

質也 質相其事而諫 此信之性也 陷諫者義也 惻隱發於中 直言

國之害 勵志忘生 爲君不避喪身 此義之性也 孔子曰 諫有五 吾

從諷之諫」とあるのを參照。

〔經〕赤歸于曹郭公

〔團〕赤者何 曹無赤者 蓋郭公也

④ 「郭公」が「赤」の下にあるから。

〔團〕郭公者何 失地之君也

④ 「失地」とは、出奔したのである。名（だけ）をいって「歸」と言い、

「郭公」を「赤」の下に倒置しているのは、曹伯が戎に殺されたこと

を示したいから、曹伯が死んで、「郭公」とおくりなしたところへ、「赤」という微者が、自分から曹に歸した〔身をよせた〕、かのようにしたのである。「赤奔」と言わないのは、微者の例に従った〔名だけを使った〕ため、出奔として記録できない、からである。

傳注の「使若曹伯死 諡之爲郭公 而赤微者自歸曹也」とは、經文を「赤、曹の郭公に歸す」とも讀める、ということである。

〔莊公二十五年〕

經二十有五年春陳侯使女叔來聘

②字を稱しているのは、老を敬したのである。禮では、七十になると、庶人であっても、君主〔？〕は、字でよんで、禮遇する。『孝經』に「昔、明王が孝によって天下を治めた際には、小國の臣さえもわすれなかつた」〔孝治章〕とある。

傳注の「主孝而禮之」の「孝」は、按勘記に従って、「字」に改める。なお、「主」は、意味がはっきりしない。

經夏五月癸丑衛侯朔卒

③『春秋』は、篡奪が明白な場合には、「葬」を書くはずである。（それなのに）朔に「葬」を書かないのは、〔「葬」を書く〕一般の、篡奪が明白な場合、と同じであって、その身（だけ）を絶ち、國は絶つべきでない、かにまぎらわしいから、「葬」をとり去り、天子の命を犯したことは重大であって、「葬」を書くことは出來ず、國を盗んだの

と同じである〔國も絶つべきである〕、ということを明らかにしたのである。

傳六年に「夏六月衛侯朔入于衛」とあり、傳に「衛侯朔何以名 絶 曷爲絶之 犯命也 其言入何 篡辭也」とあるのを参照。

經六月辛未朔日有食之 鼓用牲于社

傳日食 則曷爲鼓用牲于社

④日食は天に在るから。

傳求乎陰之道也

⑤「求」は、責求〔せめたてる〕である。

傳以朱絲營社

或曰 營之 或曰 爲閭 恐人犯之 故營之

⑥「或曰」とは、或人の言葉であり、その義が各々、異なっているのである。「或曰營之」は、責求と同義である。（つまり）社は土地の主であり、月は土地の精であるが、（日食は、その精が）上で天に繋がって日を犯すのであるから、鼓をうち鳴らして社を攻めるのは、その本を營すためであり、朱絲を社にめぐらすのは、陽を助け陰を抑えるためである、ということである。「或曰爲閭」は、社は土地の主で、尊いものであるが、（日食は）日の光が盡き、天が暗くなるため、人が社を侵犯する恐れがあるから、社にめぐらすのである、ということである。しかしながら、この説はまちがっている。（それなのに）或傳「もう一つの解釋」を記しているのは、異説を無視しないことを示す

ためである。先に「鼓」と言い、後に「用牲」と言っているのは、先に、尊者の命によって責め、後に、臣子の禮によって接すること、明らかにしたのであり、恭順するため（の手立て）である。「鼓于社用牲」と言わないのは、（このように言う）「禘于大廟用致夫人」と同じであって、「用牲」が非禮であることを示している、かにまぎらわしい、からである。（この記事を）書いたのは、内〔魯〕が天災を懼れて應變し、禮にならなっていた、ことをほめてである。（しかし）この後、夫人がそのまま節制せず、二叔と淫通し、二嗣子を殺すことになる。

〔附注の「助陽抑陰」については、『白虎通』災變篇に「日食必救之何陰、侵陽也 鼓用牲于社 社者衆陰之主 以朱絲繫之 鳴鼓攻之 以陽責陰也」とあるのを参照。

注の「不言鼓于社用牲者云云」については、僖公八年に「秋七月禘于大廟用致夫人」とあり、傳に「用者何 用者不宜用也 致者何 致者不宜致也 禘用致夫人 非禮也」とあり、注に「以致文在廟下 不使入廟 知非禮也」とあるのを参照。

なお、注の「尊命」は、按勘記に従って、「尊者命」に改める。

經伯姬歸于杞

經秋大水 鼓用牲于社于門

團其言于社于門何

①、一度、鼓をうち鳴らし、牲を用いている、だけであるから。

團于社禮也 于門非禮也

②門でするのは非禮であるから、畧して、もう一度「鼓用牲」を擧げることはいないのである。非禮の方〔于門〕だけを重大であるとしてとりあげる、ことをしないのは、「于社」をとり去ると、門であるかにまぎらわしい、からである。大水の場合が、日食の場合と同禮である〔同じく、鼓をうち鳴らし、社で牲を用いる〕のは、水もまた、（本来）土地がつくりだすものだからである。（つまり）雲は本来、地から出て、天に上り、そこではじめて雨となって、功を天に歸するのであり、（これは）臣が美〔名譽〕を君に歸するのと同じである。

〔附注の「水亦土地所爲云云」については、『春秋繁露』五行對篇に「地出雲爲雨 起氣爲風 風雨者地之所爲 地不敢有其功名 必上之於天命若從天氣者〔？〕故曰天風天雨也 莫曰地風地雨也 勤勞在地 名一歸於天 非至有義 其孰能行此 故下事上 如地事天也 可謂大忠矣」とあるのを参照。

經冬公子友如陳

③「如陳」とは、聘したのである。内〔魯〕が朝聘するのを「如」と言うのは、内を尊んでである。（この記事を）書いたのは、内が接した相手を記録するためである。京師や大國に朝し、善である場合には、詳しい表現をし、楚に行った場合には、危む表現をする〔いづれも、月をいう〕。聘に月をいわないのは、朝に比べて軽いからである。

〔附注の「内朝聘言如者 尊内也」については、隱公十一年春の注に「春秋王魯 王者無朝諸侯之義 故内適外言如 外適内言朝聘 所以別外尊内也」とあるのを参照。

注の「書者 録内所交接也」については、僖公十年の注に「書如者 録内所與外交接也」とあるのを参照。

注の「朝京師大國善云云」については、僖公十年の注に「故如京師善 則月榮之 如齊晉善 則月安之 如楚 則月危之 明當尊賢慕大 無友不如己者」とあるのを参照。また、桓公六年冬の注に「朝聘例 時」とあるのを参照。なお、具體例としては、僖公十年に「春王正月、公如齊」とあり、注に「月者 僖公本齊所立 桓公德衰見叛 獨能念 恩朝事之 故善録之」とある。また、成公十三年に「三月、公如京師」とあり、注に「月者 善公尊天子」とある。また、襄公二十一年に「春王正月、公如晉」とあり、注に「月者 溴梁之盟後 中國方乖離 善公獨能與大國」とある。また、襄公二十八年に「十有一月、公如楚」とあり、注に「如楚皆月者 危公朝夷狄也」とある。

〔莊公二十六年〕

經二十有六年公伐戎

〔附〕この經文については、技勘記を参照。

經夏公至自伐戎

經曹殺其大夫

團何以不名

⑤ 莒は曹より小國であるにもかかわらず、公子意恢を殺すのに、名をいっている、から。

〔附〕昭公十四年に「冬莒殺其公子意恢」とある。

團衆也

曷爲衆殺之

⑥ 三郤を殺すのに名をいっている、から。

〔附〕成公十七年に「晉殺其大夫郤錡郤州郤至」とある。

團不死于曹君者也

⑦ 曹の諸大夫と君とが、いづれも戎を相手に戦い、曹伯が戎に殺されたのに、諸大夫は節義のために死ぬことをせず、自分達だけ、退却して生をむさぼったから、後に嗣子が立って、彼らを誅殺したのである。《春秋》は、彼らに罪があると考えるから、衆として畧し、名をいわないのである。一般に、君が大夫を殺したことを書く場合、大夫に罪があっても、專殺として書き、その他はみな、(君の)罪として擧げらる。

〔附〕「專殺」とは、天子の許可なく、勝手に殺すことをいう。『孟子』告

子下篇に「無專殺大夫」とあるのを参照。

なお、注の「大夫有非」の「非」は、技勘記に従って、「罪」に改める。

團君死乎位曰滅

曷爲不言其滅

⑧ (昭公二十三年には)「胡子髡(沈子楹)滅」とあるから。

團爲曹羈諱也

此蓋戰也 何以不言戰

⑤上の言葉から、戦であったことがわかる。

⑥上の傳文に「不死于曹君者也」とある。

團爲曹羈諱也

⑦諱んだのは、上の（曹羈の）出奔が、難を避けたかにまぎらわしいか

ら、（つまり）曹羈が賢であることを示したいから、また、諫めたも

のが戦であるから、（曹羈の）ために戦・「滅」の文をとり去ったので

あり、曹羈の意志を（經文上で）成就させるため（の手立て）である。

「曹には大夫がない」「二十四年傳文」はずなのに、（ここで）大夫を

殺したことを書いているのは、誅すべきことを示したのである。

⑧曹羈のことについては、二十四年冬の傳文に詳しい。

經秋公會宋人齊人伐徐

經冬十有二月癸亥朔日有食之

⑨異として（の意味）は、上の日食とほぼ同じである。

⑩二十五年に「六月辛未朔日有食之」とあり、注に「是後夫人遂不制

通於二叔 殺二嗣子也」とある。

なお、『漢書』五行志下之下に「劉向以爲時戎侵曹 魯夫人淫於慶父

叔牙 將以弑君 故比年再蝕以見戒」とあるのを参照。

〔莊公二十七年〕

經二十有七年春公會杞伯姬于洮

⑪（この記事を）書いたのは、公が内女〔魯女〕に非禮を教えたことを

にくんである。「洮」は、内地〔魯地〕である。一般に、公が出た

場合、それが國外であれば、もどったことをいい、國內であれば、も

どったことをいわない。婦人と會した場合には、意を得たかどうか

関わらず、國外であっても、もどったことをいわない。伯姬に卒をい

わないのは、おそらく、忌服の関係がない者に對して卒をいうことを

許さない、からであろう。女の「會」・「來」には、例として、いづれ

もみな時をいう。

⑫注の「凡公出在外致」については、六年の注に「公與二國以上出會盟

得意致會 不得意不致 公與一國出會盟 得意致地 不得意不致」

とあるのを参照。つまり、「凡」とはあるが、實は、意を得た場合を

いっているのである。

注の「不與卒于無服」については、徐疏に「蓋以其嫁於大夫 故云不

與卒于無服矣」とある。

經夏六月公會齊侯宋公陳侯鄭伯同盟于幽

經秋公子友加陳葬原仲

團原仲者何 陳大夫也

大夫不書葬 此何以書

⑬益師〔隱公元年〕等にはみな、「葬」を書いていない、から。字を稱

しているのは、葬は、主人〔内輪〕（のよび方）に従う、からである。

附徐疏に「若五等諸侯之卒 例書本爵 及其葬時 悉皆稱公 亦是葬從主人之稱 故取尊名矣」とある。

なお、『禮記』玉藻篇に「士於君所言大夫 沒矣則稱諡若字」とあるのを参照。また、桓公二年の穀梁傳文に「臣既死 君不忍稱其名」とあるのを参照。

團通乎季子之私行也

④公事によらずに行くのを「私行」という。私行である(とされている)のに、「葬原仲于陳」と言わない。「如陳」と言っているのは、告羅(二十八年)の場合は、「告羅」の上に「無麥禾」があるため、「如齊」と言わなくても) 國事によって行ったことがわかるが、こゝは、上下に國事であることを示す表現がないため、もし、「如陳」と言わないと、國事を避けたのではなく、實際に(單なる)私行であった、かにまぎらわしい、からである。大夫「原仲」に對して使いを出した、かにまぎらわしくないのは、(相手が) 國であることを示す表現「如陳」がある、からである。

附二十八年冬の疏に「如者 内稱使文」とあって、つまり、「如」は、公事によって「君の使いとして」行ったという表現である。

注の最後については、成公二年の傳文に「君不使乎大夫」とあるのを参照。

團何通乎季子之私行

⑤大夫の私行は書かないから。

團辟内難也

④内の難を避けたことを示そうとしたのである。

團君子辟内難而不辟外難

④『禮記』に「門内の治では、恩が義を捨い、門外の治では、義が恩を捨う」「喪服四制篇」とある。

團内難者何

公子慶父公子牙公子友皆莊公之母弟也 公子慶父公子牙通乎夫人

④「通」とは、淫通したのである。

團以脅公

④(その際の) 言葉は、三十二年にみえる。

附三十二年の傳文に「牙謂我曰 魯一生一及 君已知之矣」とある。

團季子起而治之 則不得與于國政 坐而視之 則親親

④「親」は、至親である。

團因不忍見也

④自分の心からして、親親「みうち」の亂を見るに忍びなかったのである。

附注の「因縁」は、全體にかけて讀むべきかもしれない。

なお、何休は、傳文の「親親」を、みうち、の意に解しているようであるが、親を親とするの意に解するべきではあるまいか。

團故於是復請至于陳而葬原仲也

④(この記事を) 書いたのは、莊公が(季子を) 任用できず、難を避け(國を) 出るようにさせた、ことをにくんである。

附『春秋繁露』精華篇に「任賢臣者 國家之興也 夫知不足以知賢 無

可奈何矣 知之不能任 大者以死亡 小者以亂危 其若是何邪 以莊公不知季子賢邪 安知病將死 召而授以國政 以殤公爲不知孔父賢邪 安知孔父死 己必死 趨而救之 二主知皆足以知賢 而不決 不能任 故魯莊以危 宋殤以弑 使莊公早用季子而宋殤素任孔父 尙將與鄰國 豈直免弑哉」とあるのを参照。なお、『説苑』尊賢篇にも、同様の文がみえる。

經冬杞伯姬來

圍其言來何

⑤ 「來歸」（という表現）があるから。

⑥ 宣公十六年に「秋鄭伯姬來歸」とある。

圍直來曰來

⑦ 「直來」とは、事なくして來ること〔單なる歸省〕である。諸侯の夫人は（身分が）尊く重いから、一度嫁げば、父母の喪がない限り、かえることは出來ない。ただし、大夫の妻以下の者は、事がなくても、年に一度、歸省する。

⑧ 注の「非有大故 不得反」については、文公九年に「夫人姜氏如齊」とあり、注に「奔父母之喪也」とあるのを参照。

圍大歸曰來歸

⑨ 「大歸」とは、廢棄されて、歸って來ること〔離縁〕である。婦人には、離縁する七つの場合、娶らない五つの場合、離縁しない三つの場合がある。（つまり）三年の喪に服したことがある場合は、離縁し

ない。恩を忘れないためである。賤しい時に娶って（後に）貴くなった場合は、離縁しない。徳に背かないためである。ひきとるところがあっても、歸るところ〔宗家？〕がない場合は、離縁しない。窮者〔みよりのない者〕を苦しめないためである。母が死んでいる家の年長の女の場合は、娶らない。教戒されていないからである。代々、悪疾がある場合は、娶らない。天に棄てられているからである。代々、罪人を出している場合は、娶らない。人に棄てられているからである。亂れた家の女の場合は、娶らない。類〔秩序？〕が正されていないからである。逆徳の家の女の場合は、娶らない。人倫を廢しているからである。子がいない場合は、離縁する。世繼ぎが絶えるからである。淫佚な場合は、離縁する。類を亂すからである。舅姑につかえない場合は、離縁する。徳に悖るからである。おしゃべりな場合は、離縁する。みうちを仲違いさせるからである。盗みぐせがある場合は、離縁する。義に反するからである。嫉妬深い場合は、離縁する。家を亂すからである。悪疾がある場合は、離縁する。宗廟を奉ずることが出來ないからである。

⑩ 『大戴禮』本命篇に「女有五不取 逆家子不取 亂家子不取 世有刑

人不取 世有惡疾不取 喪婦長子不取 逆家子者 爲其逆徳也 亂家子者 爲其亂人倫也 世有刑人者 爲其棄於人也 世有惡疾者 爲其棄於天也 喪婦長子者 爲其無所受命也 婦有七去 不順父母去 無子去 淫去 妒去 有惡疾去 多言去 竊盜去 不順父母去 爲其逆徳也 無子 爲其絕世也 淫 爲其亂族也 妒 爲其亂家也 有惡疾

爲其不可與共泰盛也 口多言 爲其離親也 盜竊 爲其反義也 婦  
有三不去 有所取 無所歸 不去 與更三年喪 不去 前貧賤 後富  
貴 不去」とあるのを参照。

經 莒慶來逆叔姬

團 莒慶者何 莒大夫也 莒無大夫 此何以書 譏 何譏爾

大夫越竟逆女 非禮也

⑨禮では、大夫は任が重い、竟を越えて女を迎えにゆくと、政事に  
關して、缺けてあいてしまう點が出てくるから、竟内に限って、親迎  
することが許される。私を屈して公に赴くため（の手立て）である。  
「叔姬」と言っているのは、婦人は字によって通用するからである。  
叔姬が賤である「大夫に嫁いだ」ことを言おうとするから、畧して、  
「歸」と同じ表現にしたのである。（このようにしてでも書いてい  
るのは）乖離を重んじてである。

（附注の「畧與歸同文」について。君に嫁いだのであれば、「莒慶來逆女  
叔姬歸于莒」と言うはずである。つまり、畧したとは、「歸」を言  
っていないことを指し、「歸」と同じ表現にしたとは、「女」と言わず  
に「叔姬」と言っていることを指す。

注の「重乖離也」については、徐疏に「嫁于大夫 賤不合錄 而書其  
逆叔姬者 重其乖離矣」とある。

經 杞伯來朝

⑩杞は夏の後裔であるのに、「公」を稱さないのは、《春秋》は、杞を黜

け、周を新として宋を故とし、《春秋》を新王に當てる、からである。  
黜けるにしても、「侯」を稱さないのは、（後で）「子」によって貶す  
る都合上、（ここでは）「伯」によって、黜けることを示したのである。  
（詳しくは）僖公二十三年で説明する。

（附注の前半については、隱公五年の傳文に「王者之後稱公」とあるのを  
参照。また、『春秋繁露』三代改制質文篇に「故春秋應天作新王之事  
（中畧）紂夏親周故宋」とあり、「春秋曰 杞伯來朝 王者之後稱公  
杞何以稱伯 春秋上紂夏 下存周 以春秋當新王」とあるのを参照。  
なお、注の「夏后」の「后」は、按勘記に従って、「後」に改める。

注の後半については、僖公二十三年冬の注に「始見稱伯 卒獨稱子者  
微弱爲徐莒所脅 不能死位 春秋伯子男一也 辭無所貶 貶稱子者  
春秋黜杞不明 故以其一等貶之 明本非伯乃公也 又因以見聖人子  
孫有誅無絶 故貶不失爵也」とあるのを参照。つまり、もしここで  
「侯」を稱し、後で「子」（または「伯」）を稱すると、一等級下って、  
普通の貶と同じになり、杞が、《春秋》によって黜けられる特別な存  
在である、ことが示せない、ということである。

經 公會齊侯于城濮

〔莊公二十八年〕

經 二十有八年春王三月甲寅齊人伐衛 衛人及齊人戰 衛人敗績

團 伐不日 此何以日



㊦（隱公二年には）「鄭人伐衛」と（だけ）あって、日をいっていないから。

團至之日也

㊧用兵の道は、まず竟に至って侵責し、（それでも）服従しない場合にはじめて、伐つべきなのである。（それなのに、ここでは）到着したその日にもう伐ったから、日をいって、暴虐であることを示したのである。

㊨十年の注に「將兵至竟 以過侵責之 服則引兵而去」とあり、「侵責之不服 推兵入竟 伐擊之益深」とあるのを参照。

團戰不言伐 此其言伐何 至之日也

㊩到着したその日にもう伐ち、明らかに暴虐であるから、「伐」を挙げたのである。

團春秋伐者爲客

㊪人を伐った方を客とする。（この場合の）「伐」は、長く發音するのであり、齊人の語である。

團伐者爲主

㊫伐たれた方を主とする。（この場合の）「伐」は、短く發音するのであり、齊人の語である。

團故使衛主之也

㊬「戰」で、上におかれ、（その下に）「及」を言うのが、主である。

團曷爲使衛主之

㊭宋の襄公が齊を伐った場合には、宋「伐った方」が、齊「伐たれた

方」の主となっている、から。

㊮僖公十八年に「春王正月宋公（會）曹伯衛人邾婁人伐齊」とあり、

「五月戊寅宋師及齊師戰于甌 齊師敗績」とある。

團衛未有罪爾

㊯幽の會に、父の喪が終わっていないという理由で、参加しなかったためであろう。

㊰『春秋繁露』滅國下篇に「魯莊公二十七年 齊桓爲幽之會 衛人不來

其明年 桓公怒而大敗之」とあるのを参照。

團敗者稱師 衛何以不稱師

㊱桓公十三年の（二月）己巳に、燕人が戦い、敗績した場合には、「師」を稱している、から。

㊲桓公十三年に「春二月公會紀侯鄭伯 己巳及齊侯宋公衛侯燕人戰 齊

師宋師衛師燕師敗績」とある。

團未得乎師也

㊳（あまりに急で）列をつくり師をととのえることが出来なかったのである。詐戦には、「戰」と言わない。（それなのに、ここで）「戰」と言っているのは、衛には罪がないため、衛を齊の主にさせようとするから、直文「衛が正しいという表現」を示したのである。地をいっていないのは、都は國を代表するからである「？」。

㊴注の「詐戦」については、『義疏』に、「此衛未成列 故爲詐戦」とある。なお、桓公十年冬の注に「偏 一面也 結日定地 各居一面 鳴鼓而戰 不相詐」とあるのを参照。

注の「因都主國」は、國都で戦ったというこらししいが、意味がよくわからない。なお、穀梁傳文に「安戦也 戦衛」とあるのを参照。

經夏四月丁未邾婁子瑣卒

②日をいつているのは、霸者に付き従って、天子に朝し、行いが進んだ、からである。

經秋荆伐鄭 公會齊人宋人邾婁人救鄭

②（この記事を）書いたのは、中國がよく助け合ったことをほめてである。

傳穀梁傳文に「善救鄭也」とあるのを参照。

經冬築微 大無麥禾

傳冬既見無麥禾矣 曷爲先言築微而後言無麥禾

諱以凶年造邑也

②諱んで、邑を造り、その後で麥禾が無かったのだから、惡は輕微である（「？」、かのように表現したのである。これは、秋水「秋の洪水」がそこなったものと思われるが、もし「築微」の下に、「水」もいっしょに擧げると、冬水であるかにまぎらわしく、秋の、麥禾が無かった事件を、冬水がそこなったものであるかのようにする、ことになる。

もし、單に「無麥禾」と言う「大」を言わない」と、秋に（洪水のためではなく）自然と（麥禾が）みのらなかつた、かにまぎらわしく、秋水を示し、それによって、莊公の行いが（水と）同じであったこと

をにくむ、ことが出来ないから、「大」を加えて、秋水があつたことを明らかにしたのである。これは、夫人の淫泆が招いたものである。

傳注の「惡愈」は、意味がはっきりしない。「義疏」には「惡少輕」とある。なお、六年三月の傳を参照。

注の災異解釋については、『漢書』五行志上に「董仲舒以爲夫人哀姜淫亂 逆陰氣 故大水也 劉向以爲水旱當書 不書水旱而曰大亡麥禾者 土氣不養 稼穡不成者也 是時 夫人淫於二叔 内外亡別 又因凶飢 一年而三築臺 故應是而稼穡不成 飾臺榭内淫亂之罰云 遂不改寤 四年而死 既流二世 奢淫之患也」とあるのを参照。

經臧孫辰告糶于齊

傳告糶者何 請糶也

②穀を買うのを「糶」という。

傳何以不稱使

②上に「大無麥禾」とあつて、國事によって行ったことがわかるため、「如」と言うべきである、から。

傳徐疏に「如者 内稱使文」とある。

傳以爲臧孫辰之私行也

曷爲以臧孫辰之私行

②國事であるから。

傳君子之爲國也 必有三年之委 一年不熟告糶 譏也

②昔は、三年耕せば、必ず一年分の豫備が餘り、九年耕せば、必ず三年

分の蓄積ができたから、凶災に遇っても、民は饑乏しなかった。（と  
ころが）莊公は、二十八年間も位におりながら、一年分のたくわえさ  
え無く、危亡がさし迫っていたから、諱んで、國家としては缺乏して  
おらず、大夫が勝手に行って糶した、かのように表現したのである。

附注の「古者云云」については、『禮記』王制篇に「三年耕 必有一年  
之食 九年耕 必有三年之食」とあるのを参照。

〔莊公二十九年〕

經二十有九年春新延廩

團新延廩者何 脩舊也

④「舊」は、故「古いもの」である。古いものを（單に）脩繕するのを  
「新」と言い、古いものより立派にするのを「作」と言い、始めて造  
るのを「築」と言う。

附この穀梁傳文に「其言新 有故也」とあり、定公二年の穀梁傳文に  
「言新 有舊也 作 爲也 有加其度也」とあるのを参照。

團脩舊不書 此何以書

⑤新宮に（火）災があった〔成公三年〕後、脩繕したことを書いていな  
い、から。

團譏 何譏爾 凶年不脩

⑥諱まないのは、古いものを脩繕するのは、邑を造るのに比べて、功費  
が軽い、からである。「延廩」は、馬廩〔うまや〕である。

附二十八年に「冬築微 大無麥禾」とあり、傳に「冬既見無麥禾矣 曷

爲先言築微而後言無麥禾 諱以凶年造邑也」とある。なお、『春秋繁  
露』竹林篇に「故曰 凶年脩舊則譏 造邑則諱 是害民之小者 惡之  
小也 害民之大者 惡之大也」とあるのを参照。

經夏鄭人侵許

經秋有蜚

團何以書 記異也

④「蜚」は、臭惡な蟲であり、夫人に臭惡な行いがあることの象である。  
「有」と言っているのは、（蜚は）南越の盛暑が生みだすものであ  
て、（普通）中國にいる「でる」ものではない、からである。

附『漢書』五行志中之下に「劉向以爲蜚色青 近青膏也 非中國所有  
南越盛暑 男女同川澤 淫風所生 爲蟲臭惡 是時嚴公取齊淫女爲夫  
人 既入 淫於兩叔 故蜚至 天戒若曰 今誅絶之尙及 不將生臭惡

聞於四方 嚴不寤 其後夫人與兩叔作亂 二嗣以殺 卒皆被辜 董  
仲舒指畧同」とあるのを参照。また、穀梁の范注に「穀梁說曰 蜚者

南方臭惡之氣所生也 象君臣淫泆有臭惡之行」とあるのを参照。

なお、「有」については、十八年秋の注に「言有者 以有爲異也」と  
あるのを参照。また、穀梁傳文に「一有一亡曰有」とあるのを参照。

經多十有二月紀叔姬卒

⑤國が減んだのに、「卒」をいっているのは、夫人の行いに従って、「以  
前のように待遇した」〔桓公七年傳文〕のである。

附四年に「紀侯大去其國」とあり、傳に「大去者何 滅也」とあるのを参照。また、隱公七年に「春王三月叔姬歸于紀」とあり、注に「叔姬者 伯姬之媵也（中畧）媵賤書者 後爲嫡 終有賢行 紀侯爲齊所滅 紀季以鄒入于齊 叔姬歸之 能處隱約 全竟婦道 故重錄之」とあるのを参照。

經城諸及防

⑤「諸」は君の邑であり、「防」は臣の邑である。「及」と言っているのは、君臣の義をわけたのである。君臣の義が正されれば、天下は定まる。

附昭公五年に「夏莒牟夷以牟婁及防茲來奔」とあり、傳に「其言及防茲來奔何 不以私邑累公邑也」とあり、注に「公邑 君邑也 私邑 臣邑也 累 次也 義不可使臣邑與君邑相次序 故言及以絕之」とあるのを参照。また、穀梁傳文に「以大及小也」とあるのを参照。

〔莊公三十年〕

經三十年春王正月

經夏師次于成

經秋七月齊人降鄆

鄆鄆者何 紀之遺邑也 降之者何 取之也

取之則曷爲不言取之

爲桓公諱也

⑥この時、霸功が悪を除くのに充分であったから、（桓公の）ために諱んだのである。「降」と言っているのは、徳によって慕われることができ、むこうから服従してきたのなら、よい、からである。

鄆外取邑不書 此何以書 盡也

⑦襄公が、罪過を理由に紀を服従させ「四年」、さらにまた（桓公が）その邑を取り盡したから、不仁が甚しいことをにくんだのである。月をいっているのは、（單に）邑を取った場合よりも重大だからである。

附注の「月者 重於取邑」については、隱公四年の注に「取邑例時」とあるのを参照。

經八月癸亥葬紀叔姬

鄆外夫人不書葬 此何以書 隱之也 何隱爾 其國亡矣 徒葬乎叔爾

經九月庚午朔日有食之 鼓用牲于社

⑧この後、魯がひきつづいて二君を弑し、狄が邢・衛を滅すことになる。附『漢書』五行志下之下に「董仲舒劉向以爲後魯二君弑 夫人誅 兩弟死 狄滅邢 徐取舒 晉殺世子 楚滅弦」とあるのを参照。

經多公及齊侯遇于魯濟

經齊人伐山戎

鄆此齊侯也 其稱人何

㊦下「三十一年」では「齊侯來獻戎捷」と言っているから。

團貶 曷爲貶

㊦（僖公十年には）「齊侯（許男）伐北戎」とあって、貶していないから。

團子司馬子曰 蓋以操之爲已蹙矣

㊦「操」は、迫である。「已」は、甚である。「蹙」は、痛「はげしい」である。迫殺の仕方が非常にはげしかった、ということである。

團此蓋戰也 何以不言戰

㊦捷「戦利品」を得たから。

㊦三十一年に「六月齊侯來獻戎捷」とある。

團春秋敵者言戰 桓公之與戎狄 驅之爾

㊦この時、桓公の力（の強さ）からすれば、（本来、戦うまでもなく）驅逐するだけでよかったのである。（ところが）戎もまた天地が生んだものであるのに、（まともに戦い、）迫殺の仕方が非常にはげしかったから、「戦」をとり去って貶し、その事「力の差」を示して不仁をにくんだのである。「山戎」は、戎の中の簡別名であり、行いが進んだから、詳録したのである。

〔莊公三十一年〕

經三十有一年春築臺于郎

團何以書 譏 何譏爾 臨民之所漱澆也

㊦垢とががなくて（單に）すすぐのを「漱」と言い、垢をあらいおとすのを

「澆」と言う。齊人の語である。譏っているのは、下を漬したためである。禮では、天子は外屏、諸侯は内屏、大夫は帷、士は簾である。

漏れて外に滲みでることを防ぐため（の手立て）である。禮では、天子には靈臺があつて天地をのぞみ見、諸侯には時臺があつて四時をのぞみ見る。高いところに登つて遠望するのは、人の情として楽しいことであるが、そうすることによって民に益がない場合は、楽しくてもしないのである。四方に面して高いものを「臺」という。

㊦注の二つの「禮云云」は、徐疏によると、いづれも禮説の文である。

なお、後者については、『詩』大雅〈靈臺〉の疏に引く『異義』公羊説に「天子三 諸侯二 天子有靈臺以觀天文 有時臺以觀四時施化

有囿臺觀鳥獸魚鱉 諸侯當有時臺囿臺 諸侯卑 不得觀天文 無靈臺」とあるのを参照。

注の「四方而高曰臺」は、『爾雅』釋宮の文である。

なお、傳文の「漱」は、按勘記に従つて、「漱」に改める。

經夏四月薛伯卒

㊦「卒」をいっているのは、薛と滕とは、ともに隱公に朝し、桓公が隱公を弑して立つと、滕は桓公に朝したが、薛は朝せず、去就を心得ていた、からである。

㊦隱公十一年に「春滕侯薛侯來朝」とあり、桓公二年に「滕子來朝」とある。

經築臺于薛

團何以書 譏 何譏爾 遠也

⑤禮では、諸侯の觀「臺」は郊をでない。

⑥『詩』大雅〈靈臺〉の疏に引く『異義』公羊説に「皆在國之東南二十

五里 東南少陽用事 萬物著見 用二十五里者 吉行五十里 朝行暮

反也」とあるのを参照。

經六月齊侯來獻戎捷

⑦戰で獲た物を「捷」と言う。

⑧穀梁傳文に「軍得曰捷」とあるのを参照。

團齊大國也 曷爲親來獻戎捷

⑨齊は魯に朝したことがないから。

團威我也

⑩威力によって魯を恐れさせたのである。上の問難から、魯を威嚇した

ために書いたことがわかる。

團其威我奈何 旗獲而過我也

⑪「旗」は、軍幟の名である。各々色があり、金・鼓とともに擧げて、

士卒がのぞみ見て陣をととのえるようにさせる、ものである。「旗獲」

とは、旗を建てて獲物を懸け、魯を通過したのである。魯を威嚇した、

と書かないのは、齊に忌憚される力がなく、輕侮された、ことを恥じ

てである。捷を獻じたことを言うのに、「戎」に繋げているのは、《春

秋》は魯を王とし、それに因って王義をあらわす、からである。(つ

まり)昔は、方伯が不道を征伐し、諸侯で抗戦する者がいれば、その

國を誅絶して、捷を王者に獻じた、からである。楚が捷を獻じた場合

には、時をいつている「僖公二十一年」。ここで月をいつているのは、

齊桓が、おごりたかぶって、満ち足りた状態に居坐り、霸功を成しと

げる「orに従事する」のにふさわしくない、ことを譏ってである。

⑫注の「旗 軍幟名 各有色云云」については、『禮記』曲禮上篇に「前

有水 則載青旌 前有塵埃 則載鳴鳶 前有車騎 則載飛鴻 前有士

師 則載虎皮 前有摯獸 則載貔貅 行前朱鳥 而後玄武 左青龍

而右白虎 招搖在上 急繕其怒 進退有度 左右有局 各司其局」と

あるのを参照。また、『管子』兵法篇に「三官 一曰鼓 鼓所以任也

所以起也 所以進也 二曰金 金所以坐也 所以退也 所以免也

三曰旗 旗所以立兵也 所以利兵也 所以偃兵也(中畧)九章 一曰

舉日章則晝行 二曰 舉月章則夜行 三曰 舉龍章則行水 四曰

舉虎章則行林 五曰 舉鳥章則行陂 六曰 舉蛇章則行澤 七曰 舉

鵠章則行陸 八曰 舉狼章則行山 九曰 舉韓章則載食而駕 九章既

定 而動靜不過」とあるのを参照。

注の「齊桓僑慢」については、『春秋繁露』滅國下篇に「及伐山戎

張旗陳獲 以驕諸侯」とあるのを参照。

なお、注の「恃盈」の「恃」は、疏に従って、「持」に改める。

經秋築臺于秦

團何以書 譏 何譏爾 臨國也

④「國」と言っているのは、社稷・宗廟・朝廷は、いづれもみな國であり、いづれにも臨んではならないことを明らかにしたのである。社稷・宗廟に臨めば、不敬となり、朝廷に臨めば、（機密が？）漏れてしまう。

⑤于鬯『香草校書』は、何注を非とし、「國」は、疆域の意である、としている。

經冬不雨

團何以書 記異也

⑥京房の『易傳』に「早が異（變）とされるのは、早がつづいても、物に害を與えない場合である。つまり、福祿（の授與）が公室のもとを離れて、下から行われるから、陽が施さなくても、陰道が勝手にはたらい、萬物を生成するのである」とある。これより先に、ひきつづいて三つの臺を築き、慶（父）・牙が政を専らにした、ことの應徴である。

⑦『漢書』五行志中之上に「嚴公三十一年冬不雨 是歲 一年而三築臺 奢侈不恤民」とあり、また「（文公）十三年 自正月不雨 至于秋七月（中畧） 一曰 不雨而五穀皆孰 異也 文公時 大夫始顯盟會 公孫敖會晉侯 又會諸侯盟于垂隴 故不雨而生者 陰不出氣而私自 行 以象施不由上出 臣下作福而私自成」とあるのを参照。なお、この災異解釋は、「異」を人事の應徴としていて、隱公三年の注「異者 非常可怪 先事而至者」と矛盾する。

ここに引かれる『易傳』の文は、今傳わる所謂「京氏易傳」三巻中には見えない。なお、この文は、諸書に引かれている同種のものと共に、王謨の「漢魏遺書鈔」中に輯佚されている。

〔莊公三十二年〕

經三十有二年春城小穀

經夏宋公齊侯遇于梁丘

經秋七月癸巳公子牙卒

團何以不稱弟

⑧（宣公十七年には）「公弟叔肸卒」とあるから。⑨注の「肸」は、經文に従って、「肸」に改める。

團殺也

殺則曷爲不言刺之

⑩公子買に罪があつて、これを殺した場合には、「刺」と言い、「卒」とは言っていない、から。

⑪僖公二十八年に「公子買戍衛 不卒戍 刺之」とある。

なお、技勘記に従って、傳文の「刺」の下に、「之」の字を補う。

團爲季子諱殺也

曷爲爲季子諱殺

⑫叔孫得臣の卒に日をいわないのは、公子遂の弑殺計畫を暴露しなかつたことをにくんでのことである、から。

附宣公五年に「叔孫得臣卒」とあり、注に「不日者 知公子遂欲弑君

爲人臣知賊而不言 明當誅」とある。なお、『後漢書』孔融傳に「春

秋魯叔孫得臣卒 以不發揚襄仲之罪 貶不書日」とあるのを参照。

なお、徐疏に「然則季子若其發揚牙之罪惡誅之 正是臣人之道 今而

諱殺 故難之云」とある。

團季子之過惡也

⑤「過」は、止である。

團不以爲國獄

⑥裁いて刑に處することをしなかったから、「卒」と言うのである。

附注の「致獄」は、按勘記に従って、「獄致」に改める。

團緣季子之心而爲之諱

⑦季子の過ちが親親〔みうちを大切にしたこと〕にあり、非正であるか

に疑わしいから、彼のために諱んだのである。嫌疑をはらすため（の

手立て）である。

附この注は、傳旨からだいぶされている、ようである。

團季子之過惡奈何

莊公病將死 以病召季子

⑧陳からよびよせたのである。

附二十七年に「秋公子友如陳葬原仲」とあるのを参照。

團季子至 而授之以國政

⑨（季子が）もどったことを書いていないのは、内〔魯〕の大夫につい

ては、出國と歸國との兩方は書かない、からである。

團曰 寡人即不起此病 吾將焉致乎魯國

⑩「致」は、與〔あたえる〕である。

團季子曰 般也存 君何憂焉

公曰 庸得若是乎

⑪「庸」は、備と同じである。備は、節目がない〔確信がもてない？〕

という表現である。

團牙謂我曰 魯一生一及 君已知之矣

⑫父が死んで子が繼ぐのを「生」と言い、兄が死んで弟が繼ぐのを「及」

と言う。隱公は子として父を繼ぎ、桓公は弟として兄を繼ぎ、今の君

は子として父を繼いだから、慶父も弟として兄を繼ぐべきであり、こ

れが魯國の常法である、ということである。

附注の「是魯國之常也」については、『史記』魯周公世家に「一繼一及

魯之常也」とあるのを参照。

團慶父也存

⑬この時、莊公は、牙が慶父を立てようとしている、と考えたのである。

附徐疏に「莊公辭」とある。

團季子曰 夫何敢 是將爲亂乎 夫何敢

⑭二度「夫何敢」と言ったのは、繰り返して思慮したからであり、それ

によって病人を安心させようとしたのである。孔子が言っている「君

子には思うことが九つある。見るときには、はっきり見ようと思い、

聽くときには、こまかく聽こうと思い、表情は溫和でありたいと思い、

態度はうやうやしくありたいと思い、言葉は誠實でありたいと思い、



仕事は慎重にしたいと思ひ、疑わしいことは問いたいと思ひ、おこるときには、後の難儀を思ひ、利得を目の前にしたときには、道義を思ふ『論語』季氏篇』と。

傳注の「且欲」は、連文として讀む。

團俄而牙弑械成

⑤この時、牙は實際に自分で君「般」を弑そうとし、武器はすでにととのつたが、事はまだ行われていなかったのである。攻守の器具がそろっているのを「械」という。

傳注の「有、攻守之器曰械」は、意味がよくわからない。あるいは、「械」そのものではなくて、「械成」を解説しているのかもしれない。「？」。ちなみに、すぐ下の注に「有、械」とある。

なお、于鬯『香草校書』は、何注を非とし、「械」は、機と同じで、たくらみの意である、としている。

團季子和藥而飲之

⑥「藥」とは、酖毒である。（下の）傳に「酖之」とある。この時、季子にも武器がそろっていたから、飲ませることが出来たのである。傳が（このことを）いわないのは、おのづとわかるからである。

團曰 公子從吾言而飲此 則必可以無爲天下戮笑 必有後乎魯國

⑦當時、（一般に）大夫（の位）を世襲していたから、表立って誅殺されなければ、子が今までどおり繼ぐことが出来る。

傳左氏傳文に「立叔孫氏」とあるのを参照。

團不從吾言而不飲此 則必爲天下戮笑 必無後乎魯國 於是從其言而飲

之 飲之無儻氏 至乎王堤而死

公子牙今將爾

⑧今まさに殺そうとしたのである。

團辭曷爲與親弑者同

⑨「辭」とは、傳が經についてのべた辭「いい方」である。「親」は、躬親「みづから」である。

傳「辭」とは、普通、經の表現をいうが、ここは、例外的に、傳（自身）の表現をいっている。

團君親無將 將而誅焉

⑩「親」とは、父母のことをいう。

團然則善之與 曰然 殺世子母弟 直稱君者 甚之也 季子殺母兄 何善爾 誅不得辭兄 君臣之義也

⑪臣として君に事える義である。人君だけが、親親の恩を伸ばすことが出来るのである。

傳注の「唯人君云云」については、徐疏に「欲道殺世子母弟所以直稱君

甚之之義 言得申親親之恩而不申之 故甚其惡耳」とある。

團然則曷爲不直誅而酖之 行誅乎兄 隱而逃之 使託若以疾死然 親親之道也

⑫親親（の道）によって尋究し、季子（の處置）を是認すべきである、

ということを明らかにしたのである。治亂「亂を治める世、つまり所傳聞の世」に於いては、賞が定めがたい場合は、できるだけ重くし、

平世「升平の世、つまり所聞の世」に於いては、罰が定めがたい場合

は、できるだけ軽くするのである。莊公には、大夫の卒をいわないはずであるのに、(ここで)牙の卒をいっているのは、本来、國君に匹敵し、君を弑そうとした、からである。日を書いているのは、季子が悪を止めたことを詳録したのである。みうちを誅殺する場合には、毒薬を飲ませたとしても、恩を施したことになる。

〔例注の「於治亂云云」については、隱公元年の注に「於所傳聞之世 見治、起於衰亂之中 用心尙龕脩(中畧) 於所聞之世 見治升平、(中畧) 至所見之世 著治大平(中畧) 用心尤深而詳 故崇仁義譏二名」とあるのを参照。また、『尙書』大禹謨に「罪疑惟輕 功疑惟重」とあるのを参照。「なお、隱公九年の注にも「賞疑從重」の語がみえる」。なお、『義疏』に「所見之世 著治大平 至於譏二名 可謂從重之罰矣 故於平世從輕也」とある。

注の「莊不卒大夫」については、三年の注に「所伐大夫不卒者 莊公薄於臣子之恩 故不卒大夫 與桓同義」とあるのを参照。

注の「書日者云云」については、隱公元年の注に「於所傳聞之世 高祖曾祖之臣 恩淺 大夫卒 有罪無罪 皆不日畧之也」とあるのを参照。

注の「行誅親親云云」については、上の注に「時世大夫 誅不宜揚 子當繼體如故」とあるのを参照。

〔例〕八月癸亥公薨于路寢

團路寢者何 正寢也

④公の正居である。天子・諸侯には、いづれも三つの寢がある。第一は高寢であり、第二は路寢であり、第三は小寢である。父は高寢に居り、子〔今君〕は路寢に居り、孫は王父母(の寢)に従う。妻は夫の寢に従い、夫人は小寢に居る。寢でのことなのに、(わざわざ)場所をいっているのは、内〔魯〕を詳録したのである。(内の)夫人に場所をいわないのは、外の夫人には卒をいわない、のに對して、内(の夫人)には「薨」を書いていて、それだけで内を詳録したことになるから、(外に)出ていた場合に限って、場所をいうのである。

〔例注の「在寢地者云云」〔按勘記に從って「者」の字を補う〕については、『義疏』に「外諸侯之卒不地 魯公書地 爲加錄 外夫人不卒 夫人書薨 卽加錄 故不必更錄地矣」とある。なお、「出乃地」については、僖公元年に「秋七月戊辰夫人姜氏薨于夷」とあり、傳に「夷者何 齊地也」とあるのを参照。

〔例〕冬十月乙未子般卒

團子卒云子卒 此其稱子般卒何

⑤子赤の場合には、「子赤卒」と言っていない、から。

〔例〕文公十八年に「冬十月子卒」とあり、傳に「子卒者孰謂 謂子赤也」とある。

團君存稱世子

⑥父の位を世襲して君となるべきことを明らかにするのである。

〔例〕『白虎通』爵篇に「父在稱世子何 繫於君也」とあり、また、「所以

名之爲世子何 言欲其世世不絶也」とあるのを参照。

團君薨稱子某

④「民臣の心からすれば、一日として君がなくてはならない」「文公九年傳文」から、「子某」と稱して、父を繼いだことを明らかにするのである。名をいうのは、（先君の）尸柩がまだあるから、依然として「君の前では臣は名をいう」「九年傳文」（というきまり）に従うのである。

④「白虎通」爵篇に「父没稱子某者何 屈於尸柩也」とあるのを参照。

團既葬稱子

④名をいわないのは、（もはや）屈する相手がいらないからである。「終始の義からすれば、一年に二君があつてはならない」「文公九年傳文」から、「子」と稱するのである。

④「白虎通」爵篇に「既葬稱（小）子者 即尊之漸也」とあるのを参照。

團踰年稱公

④「年を空けて「長い間」君がいなくてはいけない」「文公九年傳文」。

④「白虎通」爵篇に「踰年稱公者 緣民臣之心 不可一日無君也 緣終

始之義 一年不可有二君 故踰年即位 所以繫民臣之心也」とあるのを参照。

團子般卒 何以不書葬

④定姒も「薨」ではなく「卒」と稱しているのに、（定姒には）「葬」を書いて、から。

④定公十五年「秋七月壬申姒氏卒」とあり、「（九月）辛巳葬定姒」と

ある。

團未踰年之君也

有子則廟

④廟を立てるのである。

團廟則書葬

④子の恩を記録するのである。

團無子不廟 不廟則不書葬

④未踰年の君に對して、禮では、臣下は喪に服さない。だから、子がなければ、廟を立てず、廟を立てなければ、「葬」を書かないのである。

「一年に二君があつてはならない」「文公九年傳文」ことを示すのである。「卒」と稱し、場所をいっていないのは、成君よりも（格を）降したのである。日をいつているのは、臣子のために恩録したのである。殺されたのに、日をとって痛むことを示す、ということをしていないのは、子赤よりも（恩を）降したのである。

④注の「稱卒不地者 降成君也」については、すぐ上に「八月癸亥公薨于路寢」とあるのを参照。つまり、成君の場合は、「薨」と稱し、場所をいうのである。

注の「殺不去日見隱者 降子赤也」については、文公十八年に「冬十

月子卒」とあり、傳に「子卒者孰謂 謂子赤也 何以不日 隱之也

何隱爾 弒也 弒則何以不日 不忍言也」とあり、注に「所聞世 臣

子恩痛王父深厚 故不忍言其日 與子般異」とある。

經公子慶父如齊

④「如齊」とは、奔ったのである。この時、季子が牙に毒薬を飲ませたばかりで、慶父は、鄧扈樂に罪を轉嫁したものの、それでも季子に對して自信がもてなかったから、出たのである。「奔」と言わないのは、季子が實情を探らず、その罪をあばかなかつた、ことを示したのである。

附注の「如齊者 奔也」については、穀梁傳文に「此奔也」とあるのを参照。

經狄伐邢

〔閔公元年〕

經元年春王正月

團公何以不言即位 繼弒君不言即位

④また傳を發しているのは、(ここは)未踰年の君を繼いだため、(成君の場合と)義が異なる、かにまぎらわしいからであり、同様に痛むべきことを明らかにしたのである。

附莊公元年の傳文に「公何以不言即位 春秋君弒子不言即位 君弒則子

何以不言即位 隱之也 孰隱 隱子也」とある。なお、穀梁傳文に

「繼弒君不言即位 正也 親之非父也 尊之非君也 繼之如君父也者

受國焉爾」とあるのを参照。

團孰繼

④子般が弒されたことは、明示されていない、から。

附莊公三十二年には「冬十月乙未子般卒」とだけある。

團繼子般也 孰弒子般 慶父也 殺公子牙 今將爾 季子不免 慶父弒

君 何以不誅 將而不免 退惡也

既而不可及 囚獄有所歸 不探其情而誅焉 親親之道也

④季子(の處置)を裁斷するには、「議親の辟」(みうちの罪を議する際の特例法。『周禮』小司寇にみえる)に従うべきであつて、(これは、ちょうど)律に「みうちは、互いに、首謀(者と)して匿し合うことが許される」とあるのと同じであり、叔孫得臣の場合とは區別しなければいけない。

附注の「當與叔孫得臣有差」については、宣公五年に「叔孫得臣卒」とあり、注に「不日者 知公子遂欲弒君 爲人臣知賊而不言 明當誅」とある。

團惡乎歸獄 歸獄僕人鄧扈樂

曷爲歸獄僕人鄧扈樂

④(莊公八年に)「師還」とあるから。

附莊公八年の傳に「還者何 善辭也 此滅同姓 何善爾 病之也 曰師

病矣 曷爲病之 非師之罪也」とあり、注に「明君之使、重在君 因解

非師自汲汲」とある。つまり、指圖した上の者を責めるべきである、

ということである。

團莊公存之時 樂會淫于宮中 子般執而鞭之 莊公死 慶父謂樂曰 般

之辱爾 國人莫不知 壺弒之矣 使弒子般 然後誅鄧扈樂而歸獄焉

㊟鄧扈樂を殺したことを書いていないのは、微賤の者だからである。  
團季子至而不變也

㊟「至」とは、君が弑されたと聞き、家から朝にかけつけたのである。  
季子は、樂の力では一人で弑することは出来ない、ということを知りながら、その眞偽を變正しなかったのである。

傳傳の「變」について、惠棟は、「辯」に通じるとしている〔按勘記を参照〕。ただし、注の「變正」の「變」については、はっきりしない。

團齊人救邢

經夏六月辛酉葬我君莊公

團秋八月公及齊侯盟于洛姑

㊟この時、慶父は、内ではもともと大きな権力をもっており、外では強力な齊へ出奔し、國家を亂すおそれがあったから、季子は、齊に行つて慶父を訪ね〔？〕、閔公を奉じて齊の桓公に託し、この盟をなしたのである。下で「歸」を書いているのは、君がもどった場合と同じにしたのである。そもそもこの記事を書いたのは、君を託したことを示すためである。

團季子來歸

團其稱季子何

㊟陳に行ったときには、名（だけ）をいって「季」を稱さず、卒したときには、「子」と稱していない、から。

傳莊公二十七年に「秋公子友如陳葬原仲」とあり、僖公十六年に「三月壬申公子季友卒」とある。

團賢也

㊟季子は、（實情を）探つて慶父を誅することをしなかったため、大惡がある、かにまぎらわしいから、また、君を託して國を安んじたところで、賢としたのである。罪を轉嫁したこと（の過ち）を輕減し、（國を存續させなければいけないという）任務を明らかにし、その功績をあまねく知らしめる、ため（の手立て）である。「季友」と稱していないのは、齊が魯を繼續させたのは、本來、洛姑で（季子が閔公を齊の桓公に）託したことに心を動かされたことである、ということとを明らかにしたいから、高子とともに「子」と稱させ、その事を示したのである。

傳注の「不稱季友者云云」については、二年に「冬齊高子來盟」とあり、傳に「高子者何 齊大夫也（中畧）然則何以不名 喜之也 何喜爾 自我也 其自我奈何 莊公死 子般弑 閔公弑 比三君死 曠年無君 設以齊取魯 曾不與師 徒以言而已矣 桓公使高子將南陽之甲 立僖公而城魯（中畧）魯人至今以爲美談 曰猶望高子也」とある。

團其言來歸何

㊟よびよせられて歸つた場合は書かず、（また）隱如には「至」と言っている、から。

傳注の「召歸不書」については、莊公二十七年に「秋公子友如、陳、葬原仲」とあり、同三十二年の傳文に「莊公病將死 以病召季子 季子至

而授之以國政」とあり、注に「至不書者 内大夫出與歸不兩書」とある。

團喜之也

注の「隱如言至」については、昭公十四年に「春隱如至自晉」とある。

㊥季子が歸ってくれば、國は安泰であるから、これを喜び、「至」（という表現）を變え、ていねいに記録して、このように「來歸」と言ったのである。（この「喜之」は、上の「賢」と相補の関係にあるものと思われる。「歸」と言っているのは、主として、喜びのために出したのであり、「來」と言っているのは、齊から、つまり外から来たことを示したのである。盟に日をいわず、公がもどったことをいっていない、ことについては、（莊公十三年の傳文に）「桓公の盟には日をいわず、その會からは、もどったことをいわない。信とするからである」とある。

附注の「蓋與賢相起」については、徐疏に「謂稱字 所以賢之 亦見其喜矣 變至言歸 所以喜之 亦起其賢 故云與賢相起耳」とある。

團冬齊仲孫來

團齊仲孫者何 公子慶父也 公子慶父則曷爲謂之齊仲孫 繫之齊也

曷爲繫之齊

㊥樂盈が楚に出奔し（後に）もどった場合には、「楚」に繋がっていない、から。

附襄公二十一年に「秋晉樂盈出奔楚」とあり、同二十三年に「晉樂盈復

入于晉入于曲沃」とある。

團外之也

曷爲外之

㊥ともに、出奔し（後に）もどった、から。

附注の「遠」は、按勘記に従って、「還」に改める。

團春秋爲尊者諱

㊥閔公のために、賊人を受け入れたことを諱んだのである。

附孔廣森『通義』には「爲尊者諱 諱所屈也 内不言敗 盟大夫不稱公

之類 是也」とあって、この傳文を、この場合には當てていない。

團爲親者諱

㊥季子は（閔公の？）みうちでありながら、賊人を受け入れたから、

（季子のために）諱んだのである。

附『通義』には「爲親者諱 諱所痛也 弑而曰薨 奔而曰孫之類 是

也」とあって、この傳文を、この場合には當てていない。

團爲賢者諱

㊥季子には、牙（の惡）を止め、慶父を殺さずにすませた、という賢行

があったから、（季子の）ために諱んだのである。

附『通義』には「爲賢者諱 諱所過也（中畧）三者道通例耳 此則主爲

賢者諱也」とあって、この傳文だけを、この場合に當てている。

團子女子曰 以春秋爲春秋

㊥史記の氏族（譜）によって、《春秋》をつくったのである。（つまり）

昔は、史記のことを「春秋」とよんだ、ということである。

附『漢書』藝文志の春秋家の項に、「世本十五篇」が著録され、「古史官記黃帝以來訖春秋時諸侯大夫」とあるのを参照。また、莊公七年の傳文に「不脩春秋曰」とあり、注に「不脩春秋謂史記也 古者謂史記爲春秋」とあるのを参照。

團齊無仲孫 其諸吾仲孫與

⑤齊に高(氏)・國(氏)・崔(氏)がおり、魯に仲孫氏がいる、ことから、魯の仲孫であることがわかる。「仲孫」と言っているのは、後に氏としたものによって、その事を明示したのである。そもそもこの記事を書いたのは、賊は来てはならないからであり、これに因って、上「莊公三十二年」の「如齊」は、實は、君を弑して出奔したのである、ということを示したのである。

附注の「齊有高國崔」については、例えば、莊公二十二年に「秋七月丙申及齊高傒盟于防」とあり、宣公十年に「齊侯使國佐來聘」とあり、同年に「齊崔氏出奔衛」とある。また、注の「魯有仲孫氏」については、例えば、宣公九年に「夏仲孫蔑如京師」とあり、襄公二十四年に「仲孫羯帥師侵齊」とある。

注の「言仲孫者云云」については、成公十五年の傳文に「孫以王父字爲氏也」とあるのを参照。

なお、注の「殺君」の「殺」は、四部叢刊本等に従って、「弑」に改める。

〔閔公二年〕

閔二年春王正月齊人遷陽

⑥桓公のために諱んでいないのは、功が、まだ、ひきつづいて人を滅した悪を覆うのに不十分だった、からである。

附僖公十七年に「夏滅項」とあり、傳に「孰滅之 齊滅之 曷爲不言齊滅之 爲桓公諱也(中畧) 桓公嘗有繼絕存亡之功 故君子爲之諱也」とあるのを参照。なお、「比滅人」については、莊公十年に「冬十月齊師滅譚」とあり、同十三年に「夏六月齊人滅遂」とある。

閔夏五月乙酉吉禘于莊公

團其言吉何

⑦(僖公八年には)「禘于大廟」と(だけ)あって、「吉」とは言っていない、から。

團言吉者 未可以吉也

⑧どこでも、まだ吉祭してはいけないのである。經が重大なもの「莊公」を擧げ、「禘于大廟」を書いていないため、莊公(の廟)にだけ禘してはならず、大廟には禘してもよい、かにまぎらわしいから、「吉」を加えて、大廟も含めてみないけない、ということを明らかにしたのである。

附注の「都」については、徐疏に「在三年之内 莊公及始祖之廟 皆未

可以吉祭 故言都爾」とある。

注の「擧重」については、徐疏に「然莊公卑于始祖 而言擧重者 言三年之内非吉祭之時 莊公最不宜吉 故言擧重 不謂莊公尊于始祖

也」とある。

なお、下の注によれば、「禘于大廟」を書いていないのは、この時、大廟では禘さなかった、からである。

團曷爲未可以吉

㊦三年目だから。

〔附〕莊公三十二年に「八月癸亥公薨于路寢」とある。

團未三年也

㊦禮では、禘・祫は先君（の死）から數え、朝・聘は今君（の即位）から數える。三年の喪が終わった後は、禘すべきときがめぐってくれば禘し、祫すべきときがめぐってくれば祫する。

〔附〕注の「遭禘則禘 遭祫則祫」については、文公二年の注に「三年祫

五年禘」とあるのを参照。

團三年矣 曷爲謂之未三年

三年之喪 實以二十五月

㊦この時、莊公が薨じてからここまで、二十二箇月でしかなかった。必ず二十五箇月であるのは、期祭〔小祥〕をし、再期祭〔大祥〕をして、恩が倍となり、三年目に入る、という點に取ったのである。孔子が言っている「子は、生まれて三年後に、ようやく父母の懷を離れる。三年の喪は、天下に共通して行われるものである」〔『論語』陽貨篇〕と

『禮』の士虞記に「一年たつと小祥を行い、『この常事を薦めます』と言ふ。さらに一年たつと大祥を行い、『この祥事を薦めます』と言ふ。一箇月、間をおいて、禫（祭）を行ふ。この月には、（吉祭の月

に當たれば）吉祭はするが、まだ（妃を）配食しない」とある。この月とは、二十七箇月目である。傳で「二十五月」と言っているのは、二十五箇月をこえていれば、譏らなくてよい、ということである。

〔附〕注の「所以必二十五月者云云」については、『禮記』三年間篇に「然則何以三年也 曰 加隆焉爾也 焉使倍之 故再期也」とあるのを参照。また、『白虎通』喪服篇に「三年之喪 何二十五月（中畧）父至尊 母至親 故爲加隆 以盡孝子之恩 恩愛至深 加之則倍 故再期二十五月也 禮有取於三 故謂之三年 緣其漸三年之氣也」とあるのを参照。

注の「中月而禫」については、鄭注に「中猶間也 禫 祭名也 與大祥間一月 自喪至此 凡二十七月」とある。

なお、注の二つの「常事」のうち、後者については、按勘記に従って、「常」を「祥」に改める。

團其言于莊公何

㊦大廟に禘した場合には、「周公」と言わず、僖公を禘した場合には、「僖公」と言っていない、から。

〔附〕僖公八年に「秋七月禘于大廟 用致夫人」とあり、文公十三年の傳文に「周公稱大廟」とある。また、定公八年に「從祀先公」とあり、注に「不言僖公者 閔公亦得其順」とある。

なお、注の「不言僖宮」の「宮」は、段玉裁に従って、「公」に改める〔按勘記を参照〕。

團未可以稱宮廟也



⑤この時、閔公は、莊公が、死んでからまだ三年たっていないため、まだ大廟にはいれないので、これを新宮に禘した。だから、宮廟を稱さないのであり、（大廟も新宮も）いづれもみないけない、ということ  
を明らかにしたのである。

團曷爲未可以稱宮廟

⑥「禘」と言っているから。

團在三年之中矣

⑦思慕し悲哀すべきであって、まだ鬼神として事えてはならないのである。

團吉禘于莊公何以書 譏 何譏爾

譏始不三年也

⑧「託始」〔隱公二年傳文〕と同義である。

經秋八月辛丑公薨

團公薨何以不地 隱之也 何隱爾 弑也 孰弑之 慶父也 殺公子牙

今將爾 季子不免 慶父弑二君 何以不誅 將而不免 遏惡也

既而不可及 緩追逸賊 親親之道也

⑨「不探其情」〔元年傳文〕と同義である。「葬」を書いていないのは、賊がまだ討たれていなかったからである。

附隱公十一年の傳文に「春秋君弑賊不討 不書葬」とある。なお、慶父の死については、僖公元年の傳文を参照。

經九月夫人姜氏孫于邾婁

⑩二叔と淫通し、二嗣子を殺したから、出奔したのである。文姜のように出奔において貶する、ということをしていないのは、内〔魯〕の臣子のために、義として子は母を絶つことは出来ない、ということを明らかにしたのである。一般に、公・夫人の奔には、例として日をいう。ここで日をいっているのは、有罪だからである。

附注の「不如文姜于出奔貶之者云云」については、莊公元年に「三月夫人孫于齊」とあり、傳に「夫人何以不稱姜氏 貶 曷爲貶 與弑公也」とある。

經公子慶父出奔莒

⑪慶父は二君を弑したから、二度と（經文に）現われないはずである。

（それなのに、ここで）また現われているのは、季子がゆっくり追いかけて賊を逃したことを示すためである。日をいっていないのは、内〔魯〕の大夫の奔には、例として、無罪なら日をいい、有罪なら月をいう、からである。外の大夫の奔には、例として、いづれもみな時をいう。

附注の「慶父弑二君 不當復見」については、宣公六年の傳文に「趙盾弑君 此其復見何」とあるのを参照。

經冬齊高子來盟

團高子者何 齊大夫也

⑫「高傒」がいるから。

附莊公二十二年に「秋七月丙申及齊高傒盟于防」とある。

團何以不稱使

㊤ (桓公十四年には)「鄭伯使、其弟語來盟」とあるから。

團我無君也

㊤この時、閔公は弑され、僖公はまだ立っていないから、その義を正して、君と臣とは行き来してはならない、ということを示す。このことである。《春秋》は、尊卑をわけ、嫌疑をはっきりさせる、ことに謹厳であるから、使文をとり去ることによって、事を示し、例を張ったのである。つまり、「君は、大夫に對して、使いを出さない」「成公二年傳文」ということである。

㊤ 團注の「使文」については、隱公二年の九月の團を参照。

團然則何以不名

㊤ 國佐が盟った場合には、名をいっている、から。

㊤ 成公二年に「秋七月齊侯使國佐如師 己酉及國佐盟于袁婁」とある。

團喜之也 何喜爾 正我也 其正我奈何

莊公死 子般弑 閔公弑 比三君死 曠年無君

㊤ 長いあいだ君がないのと、かわりなかった。

團設以齊取魯 曾不與師 徒以言而已矣

㊤ 時勢からすれば、そうだったのである。

團桓公使高子將南陽之甲

㊤ 「南陽」は、齊の下邑である。「甲」・革は、いづれも、鎧冑である。

團立僖公而城魯 或曰 自鹿門至于爭門者是也 或曰 自爭門至于吏門

者是也

魯人至今以爲美談 曰 猶望高子也

㊤ 久しくあつていない者同志が互にいたいと思うとき、これを引いて喩えにし、美談として今に至るまで語りつがれている、ということである。僖公を立て、魯に城きやういた、ことを書かないのは、(魯が)微弱であったことを諱んでである。喜んで、特別に「高子」と稱しているのは、齊の桓公が絶えんとしていた魯を繼續させたことをほめたたえるから、その使を尊び、その功を示し、子が父をつぐという道に適合していることを明らかにしたのである。

㊤ 團注の「微弱」については、『新語』至德篇に「於是齊桓公遣大夫高子立僖公而誅夫人 逐慶父而還季子 然後社稷復存 子孫反業 豈不謂微弱者哉」とあるのを参照。

團十有二月狄入衛

團鄭棄其師

團鄭棄其師者何

㊤ 國「鄭」を連ねているのは、國を稱していることについても、あわせてたずねたのである。

團惡其將也

㊤ 「棄(其)師」と言っているから。

團鄭伯惡高克 使之將 逐而不納 棄師之道也

㊤ 鄭伯は以前から高克をにくみ、彼をとり除こうと思っていたが、機會がなかった。(そこで、狄が衛に侵入したのを機に)師をひきいて衛

を救援させ、そのまま放逐したのである。（つまり）師をひきい（させ）ることにかこつけて、とり除いたため、本来は高克を放逐するのが目的だったとしても、実際には、師を棄てたことになるから、高克を放逐したとは書かず、師を棄てたことを、重大であるとして擧げたのであり、趙盾に弑君の汚名をきせているのと同じである。國（を稱していること）を解説しないのは、衆を重んじるから國體に従って記録した、ということがおのずとわかるからである。閔公の篇を莊公の下に繋げているのは、子は（父が死んで）三年たたないうちは父のやり方を改めない、からである。（文公九年の）傳に「どうして、その國內では三年間『子』を稱するのか。孝子の心からすれば、三年間は（父の位に）當たるに忍びない、からである」とある。

附注の「鄭伯素惡高克云云」については、『詩』鄭風〈清人〉の序に「清人刺文公也 高克好利而不顧其君 文公惡而欲遠之 不能 使高克將兵而禦狄于竟 陳其師旅 翱翔河上 久而不召 衆散而歸 高克奔陳 公子素惡高克進之不以禮 文公退之不以道 危國亡師之本 故作是詩也」とあるのを参照。

注の「趙盾加弑」〔四部叢刊本等に従って、「殺」を「弑」に改める〕については、宣公二年に「秋九月乙丑晉趙盾弑其君夷犇」とあり、同六年の傳文に「趙盾弑君 此其復見何 親弑君者趙穿也 親弑君者趙穿 則曷爲加之趙盾 不討賊也」とある。

注の「繫閔公篇于莊公下」については、『漢書』藝文志に「春秋古經十二篇 經十一卷」と著録され、また、「公羊傳十一卷」と著録され

ている。また、『隋書』經籍志に「春秋公羊解詁十一卷」と著録されている。

注の「子未三年 無改於父之道」については、『論語』學而篇及び里仁篇に「三年無改於父之道 可謂孝矣」とあるのを参照。

〔僖公元年〕

經元年春王正月

團公何以不言即位

④ 文公には「即位」を言っているから。

附 文公元年に「春王正月公即位」とある。

團 繼弑君子不言即位

此非子也 其稱子何

④ 僖公は閔公の庶兄である。閔公が子般を繼いだ場合には、傳で「子」と言っていない、から。

附 閔公元年の傳文に「繼弑君不言即位」とある。

團 臣子一例也

④ 僖公は成君を繼ぎ、閔公は未踰年の君を繼いだのである。禮では、諸侯は、諸父・兄弟を臣とする。臣が君を繼ぐのは、子が父を繼ぐのと同じであり、いづれもみな、斬衰〔三年の喪〕に服するから、傳は「臣子一例」と稱しているのである。

附 『儀禮』喪服の〈大功〉章の傳に「封君之孫 盡臣諸父昆弟」とあるのを参照。また、『白虎通』喪服篇に「臣之於君 猶子之於父」とあ

るのを参照。

經齊師宋師曹師次于轟北救邢

圍救不言次 此其言次何

② (十八年には)「夏師救齊」と(だけ)あって、「次」とは言っていない、から。

圍不及事也 不及事者何 邢已亡矣

③ 危急を救うのに、ぐずぐずして、滅亡に至らしめた、ことを譏るから、止次したことを記録して、それを示したのである。

圍孰亡之 蓋狄滅之

④ 上〔莊公三十二年〕に「狄伐邢」とあるから。

圍曷爲不言狄滅之

⑤ (十年には)「狄滅溫」とあって、「滅」と言っている、から。

圍爲桓公諱也

曷爲爲桓公諱

⑥ 徐人が舒を取り、晉が夏陽を滅し、楚が黄を滅した場合には、いづれもみな、諱んでいない、から。

⑦ 三年に「徐人取舒」とあり、二年に「虞師晉師滅夏陽」とあり、十二年に「夏楚人滅黄」とある。

圍上無天子 下無方伯 天下諸侯有相滅亡者 桓公不能救 則桓公恥之

⑧ だから、(桓公の)ために諱んだのである。桓公が、世を治めることを自分の任務とした、ことを醇であるとして「ほめて?」、手厚く責

める、ため(の手立て)である。

圍曷爲先言次而後言救

⑨ 叔孫豹の場合には、先に「救」と言っている、から。

⑩ 襄公二十三年に「八月叔孫豹帥師救晉次于雍榆」とある。

圍君也

⑪ 叔孫豹の場合は、臣であるため、先に君命を通さなければならぬから、先に「救」と言っているのである。今ここでは、先に「次」と言っているから、實は諸侯であることがわかる。

⑫ 襄公二十三年の傳文に「曷爲先言救而後言次 先通君命也」とある。

圍君則其稱師何 不與諸侯專封也

⑬ だから、君文〔君を示す表現〕をやめて、「師」だけを擧げたのである。

圍曷爲不與

⑭ 狄が滅したことを、桓公のために諱んでいる、から。

圍實與

⑮ 封を受けて歸ったことを書いていない點が、そうである。

⑯ 昭公十三年に「蔡侯廬歸于蔡 陳侯吳歸于陳」とあり、傳に「此皆滅

國也 其言歸何 不與諸侯專封也」とあり、注に「故使若有國自歸者也」とあるのを参照。なお、徐疏に「然則彼經書所封歸 是不與楚專

封 則知此經不書所封歸者 與齊桓專封明矣 若書所封歸 宜言邢侯

歸于邢矣」とある。

圍而文不與

文曷爲不與

⑤ 現實には許すから。

團諸侯之義不得專封也

⑥ これは、太平の制度を言ったのである。

團諸侯之義不得專封 則其曰實與之何

上無天子 下無方伯 天下諸侯有相滅亡者 力能救之 則救之可也

⑦ そもそもこの記事を書いたのは、文が實に従うことを示すためである。

經夏六月邢遷于陳儀

團遷者何 其意也

⑧ 自らの意志で遷りたいと望んだのである。この時、邢は、狄の兵に懲りてこれを畏れ、都をかえて、險阻（の地）に依ろうとしたのである。

團遷之者何 非其意也

⑨ 「宋人遷宿」「莊公十年」のことをいっているのである。（この記事を書いたのは、譏ってである。王者は、諸侯を封ずる際、必ず封土の中心に居住させる。教化を公平にし、貢賦を均等にするため（の手

立て）である。（要は）徳にあって、險にはないのであり、その證據に、（險に依った邢は）後に衛に滅されてしまった「二十五年」。「遷」

には、例として、大國の場合は月をいう。煩勞を重んじるからである。小國の場合は時をいう。ここは小國であるのに、月をいっているのは、

覇者に城きやういてもらったから、大國と同じにしたのである。

附注の「王者封諸侯云云」については、『白虎通』京師篇に「王者必即

土中者何 所以均、教、道、平、往、來、使善易以聞 爲惡易以聞 明當懼慎損於善惡」とあり、『新書』屬遠篇に「古者天子地方千里 中之而爲都

輸將絲使 其遠者不在五百里而至 公侯地百里 中之而爲都 輸將

絲使 其遠者不在五十里而至 輸將者不苦其勞 絲使者不傷其費 故遠方人安其居 士民皆有驩樂其土 此天下之所以能長久也」とあるの

を参照。また、『史記』吳起傳に「武侯浮西河而下 中流 顧而謂吳起曰 美哉乎山河之固 此魏國之寶也 起對曰 在德不在險云云」とあ

り、『漢書』婁敬傳に「成王即位 周公之屬傅相焉 乃營成周都雒以爲此天下中 諸侯四方納貢職 道里鈞矣 有德則易以王 無德則易

以亡 凡居此者 欲令務以德致人 不欲阻險 令後世驕奢以虐民也」とあるのを参照。

經齊師宋師曹師城邢

團此一也 曷爲復言齊師宋師曹師

⑩ 首戴の場合には、前では一つ一つあげ、後ではまとめていっている、から。

附五年に「公及齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯會王世子于首戴」とあり、

ついで「秋八月諸侯盟于首戴」とあり、傳に「諸侯何以不序 一事而再見者 前、目、而、後、凡、也」とある。

團不復言師 則無以知其爲一事也  
⑪ 「諸師」と言うと、首戴と同じであるかにまぎらわしい。（つまり）  
實際に師であったかにまぎらわしい。「諸侯」と言うと、緣陵と同じ

であるかにまぎらわしい。(つまり、桓公は)一度歸った後で邢が遷ったことを聞き、更めて諸侯といっしょにやって来て城いたのであり、必ずしも、もとの人〔同じメンバー〕がもどってきたわけではない、かにまぎらわしい。だから、上の文に順ったのであり、そうすれば、桓公はそのまま滞在して城いたのであり、(つまり)一連の事件である、ということがわかる。

〔附注の「嫌實師」については、上の傳文に「君也、君則其稱師何 不與諸侯專封也」とある。

注の「嫌與緣陵同」については、十三年に「公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯于鹹」とあり、十四年に「春諸侯城緣陵」とある。

なお、注の「故入」の「入」は、按勘記に従って、「人」に改める。

〔春秋七月戊辰夫人姜氏薨于夷 齊人以歸〕

〔團夷者何 齊地也 齊地則其言齊人以歸何〕

〔團國內から歸った場合には書かないはずであるから。(十九年に)「己酉〕〕

〔酉〕邾婁人執郕子(用之)と(だけ)あって、「以歸」とは書いていないのが、その例である。

〔附注に引用されている經文の上に、「夏六月宋人曹人邾婁人盟于曹南〕〕

〔郕子會盟于邾婁〕とあるのを参照。

なお、『義疏』に「案經文似若齊人以歸爲歸之齊 故執以問」とある。

〔團夫人薨于夷 則齊人以歸〕

〔團夫人が夷で薨じたのは、齊人が(邾婁から)夷につれ歸ったからであ

る。

〔閔公二年に「九月夫人姜氏孫于邾婁」とあるのを参照。

〔團夫人薨于夷 則齊人曷爲以歸〕

〔團〕上で、夫人が夷で薨じたのは、齊人が夷につれ歸ったからである、と解説している、から。齊人はどうして、わざわざ夷につれ歸ったのか。〔附〕「曷爲故」で、一つの疑問詞なのかもしれない〔?〕。

〔團桓公召而縊殺之〕

〔團〕先に「薨」と言って後に「以歸」と言い、「喪」と言っていないのは、

桓公が夫人を邾婁からよびもどして夷で殺した、ことを示したのであり、同時に、内〔魯〕のために恥を諱んで、夫人が獨り夷で薨じ、その後で齊人がつれ歸った、かのようにしたのである。そもそもこの記事を書いたのは、内は絶たないという点から記録したのであり、同時に、桓公は、霸王の誅を行うのに、肉親を特別扱せず、夫人が二叔と淫通し、二嗣子を殺した、ことをにくんで、誅殺した、ということであらわしたのである。

〔附注の前半については、「先言薨後言以歸」と「爲内諱恥 使若夫人自薨于夷 然後齊人以歸者」とが對應し、「不言喪」と「起桓公召夫人于邾婁歸 殺之于夷」とが對應している、と思われる。穀梁傳文に

「不言以喪歸 非以喪歸也 加喪焉 諱以夫人歸也」とあるのを参照。

なお、「喪」と言っている例としては、成公九年の「春王正月杞伯來

逆叔姬之喪、以歸」がある。

注の「内不絶」については、閔公二年に「九月夫人姜氏孫于邾婁」と

あり、注に「不如文姜于出奔貶之者 爲内臣子明其義不得以子絶母」とあるのを参照。

經楚人伐鄭

⑤楚が「人」を稱しているのは、僖公のために、夷狄と交婚したことを諱むから、進めて、中國であるかのようにしたのであり、また、（女を）嫁がせ（妻を）娶る場合には、賢者を慕うべきである、ということを示すためにしたのである。

⑥注の「與夷狄交婚」については、八年秋の注に「僖公本聘楚、女爲嬀

齊女爲媵 齊先致其女 魯僖公使用爲嬀」とあるのを参照。

注の「嫁娶當慕賢者」については、『大戴禮』保傅篇に「謹爲子孫娶妻嫁女 必擇孝悌世世有行義者」とあるのを参照。

經八月公會齊侯宋公鄭伯曹伯邾婁人于柁

⑦月をいつているのは、公が、覇者と會しながら、邾婁と仲違いした、ことを危んだのである。夫人の喪中に出て會したという理由でにくむ、ということをしてしないのは、危険の重大さには及ばないからである。

經九月公敗邾婁師于纓

⑧夫人の喪中であるのに、（公が）自ら兵を用いたことをにくまないのは、この時ののは、邾婁人が夫人を齊にひきわたしたことを怨んでのことであるため、喪事をおろそかにしたことはない、からである。⑨徐疏に「然則公敗邾婁者 爲哀、姜復讎也」とある。なお、三十三年に

「夏四月辛巳晉人及姜戎敗秦于穀」とあり、傳に「或曰 襄公親之 襄公親之 則其稱人何 貶 曷爲貶 君在乎殯而用師 危不得葬也」とあるのを参照。

經冬十月壬午公子友帥師敗莒師于犁 獲莒擘

⑩莒擘者何 莒大夫也 莒無大夫 此何以書 大季子之獲也

何大乎季子之獲

⑪人を獲るのは罪責されるべきことであるから。

團季子治内難以正

⑫慶父を拒んだことをいう。

團禦外難以正 其禦外難以正奈何

公子慶父弑閔公 走而之莒 莒人逐之 將由乎齊 齊人不納 却反舍

于汶水之上 使公子奚斯入請

季子曰 公子不可以入 入則殺矣

⑬義として、賊を見れば、殺さないわけにゆかないのである。

團奚斯不忍反命于慶父 自南洙

⑭「洙」は、水涯〔みぎわ〕である。

團北面而哭

⑮この時、慶父は、汶水の北にいたのである。

⑯注の「自」は、抜勘記に従って、「在」に改める。

團慶父聞之曰 嘻

⑰「嘻」は、痛みを感じた時に言葉の最初にでる聲音である。

圃此奚斯之聲也 諾已

⑤「諾」・「已」は、いづれもみな、自分からもう終りだとする言葉である。

圃孔廣森『通義』は、「諾」で句讀して、「已」は下につなげ、「已曰」は「既而曰」と同じである、としている。

圃曰 吾不得入矣 於是抗軻經而死

⑥「軻」は、小車の轅〔ながえ〕である。冀州以北では、このようによぶのである。

圃吾人聞之曰 吾已得子之賊矣 以求賂乎魯

⑦魯は、この時、ゆっくり追いかけたけれども、外(國)には、賞金をかけて、さがし求めたのである。

圃閔公二年の左氏傳文に「以賂求共仲于莒」とあるのを参照。

圃魯人不與 爲是與師而伐魯

⑧だから、季子が獲たことを許すのである。

圃季子待之以偏戰

⑨傳がこのようにいうのは、季子が、怒るべきことであるのに、暴虐せず、君子の道に適っていた、ことをはめてである。

圃十有二月丁巳夫人氏之喪至自齊

圃夫人何以不稱姜氏

⑩夷で薨じた場合には、「姜氏」と稱している、から。經に「氏」があるのに、單に、(どうして)「姜」と稱さないのか、とだけ問難しない

で、あわせて「氏」と言っているのは、(そうしないと、問難の意圖が)「夫人婦姜」を根據に、「氏」をとり去らせようとしている、かにまぎらわしいからである。

圃注の「薨于夷稱姜氏」については、上に「秋七月戊辰夫人姜氏薨于夷」とある。

注の「夫人婦姜」については、宣公元年に「三月遂以夫人婦姜至自齊」とある。

圃貶 曷爲貶

⑪夷で薨じた場合には、貶していない、から。

圃與弑公也

⑫慶父と共に閔公を弑したのである。

圃注は、傳文の「與」を、と共にの意に解しているようであるが「?」、關與するの意に解するべきであろう。

圃然則曷爲不於弑焉貶

⑬牙に毒藥を飲ませた場合には、卒したときに貶している、から。

圃莊公三十二年に「秋七月癸巳公子牙卒」とあり、傳に「何以不稱弟殺也」とある。

圃貶必於其重者 莫重乎其以喪至也

⑭「人を市で處刑するときには、衆人とともにこれを棄てる」(『禮記』王制篇)。だから、必ず、臣子が集って迎えるときに貶するのである。

罪を得た者を誅することを明らかにし、同時に、王法によって處罰された者に對しては、臣子は、夫人としての禮でその喪を治めてはなら



ない、ということ<sup>①</sup>を正す、ため（の手立て）である。貶するのに、「氏」を残しているのは、子を殺すことは夫を殺すことに比べて（罪として）軽いからであり、逆順「輕重」を區別したのである。もどつたことをいっているのは、（上で）「薨」と書いてあるのに従って、普通の表現で記録したのである。（「自夷」と言わずに）「自齊」と言っているのは、上の「以歸」という表現に順つたのである。

附注の「臣子集迎」については、莊公二十四年の注に「禮 夫人至 大夫皆郊迎」とあるのを参照。

注の「貶置氏者云云」については、莊公元年に「三月夫人孫于齊」とあり、傳に「夫人何以不稱姜氏 貶 曷爲貶 與弑公也」とあるのを参照。また、左氏の疏に「賈逵云 殺子輕 故但貶姜」とあるのを参照。

なお、按勘記に従って、傳文の「於」の下に、「其」字を補う。

〔僖公二年〕

經二年春王正月城楚丘

團孰城

①内〔魯〕に城いた場合には月をいわないから、たずねたのである。

團城衛也 曷爲不言城衛

②遷った〔or 遷した〕という表現がなくて「城」を言うのなら、「城衛」と言うべきである、から。

團滅也 孰滅之 蓋狄滅之

③上に「狄入衛」とある〔閔公二年〕から。

團曷爲不言狄滅之 爲桓公諱也 曷爲爲桓公諱 上無天子 下無方伯 天下諸侯有相滅亡者 桓公不能救 則桓公恥之也

然則孰城之

④主名を出していないから。（主名を出さないのは）桓公は徳がすぐれていたため、手助けを必要としない、ということ<sup>①</sup>をあらわしたのである。また、齊だけを書くということ<sup>②</sup>をしないのは、實は諸侯だったからである。

附注の「見桓公德優不待之」については、十四年に「春諸侯城緣陵」とあり、注に「言諸侯者 時桓公德衰 待諸侯 然後乃能存之」とあるのを参照。

團桓公城之 曷爲不言桓公城之 不與諸侯專封也 曷爲不與 實與而不與 文曷爲不與 諸侯之義不得專封 諸侯之義不得專封 則其曰實與之何 上無天子 下無方伯 天下諸侯有相滅亡者 力能救之 則救之可也

⑤また傳を發しているのは、君子は「人の善をいうことを楽しむ」〔論語〕季氏篇〕からである。（「楚丘」を）「衛」に繋げていないのは、衛を去って楚丘を國（都）としたことを明らかにしたのであり、遷つたことを示したのである。「遷」と「救」「次」を書いていないのは、桓公のために深く諱んで、始めは、急なことで、救援する必要があったが、その後は安泰で、戦さの心配がなかった、かのようにしたのである。桓公の任務を重んじ、手厚く責める、ため（の手立て）である。

そもそもこの記事を書いたのは、文が實に従うことを示すためである。附注の「復發傳」については、元年に、このこと同じ傳文がみえる。

注の「不繫衛者云云」については、襄公十年に、「戍鄭虎牢」とあって、「鄭」に繋げている、のを参照。

注の「不書遷與救次者云云」については、元年に、「齊師宋師曹師城邢」とあり、その前に「齊師宋師曹師次于聶北救邢」「夏六月邢遷于陳儀」とあって、「遷」と「救」「次」とを書いている、のを参照。

經夏五月辛巳葬我小君哀姜

團哀姜者何 莊公之夫人也

⑤ 誅殺されたのだから、絶つべきであって、夫人としての禮によって「葬」を書くべきではないのに、(ここで)「葬」を書いているのは、齊の桓公が賊を討つたことを正とし、齊に復讐するよう内(魯)を責める、ことを避ける、ためである。

附隱公十一年の傳文に「春秋君弑賊不討 不書葬 以為無臣子也」とあるのを参照。なお、徐疏に「今若不書葬 卽似責魯臣子不討齊桓」とある。

經虞師晉師滅夏陽

團虞微國也 曷爲序乎大國之上

⑥ 「師」と稱して特別の「大國なみの」表現をしているため、會に主となつたのではないことがわかる、から。

附隱公五年に「邾婁人鄭人伐宋」とあり、注に「邾婁小國 序上者 主

會也」とあるのを参照。なお、徐疏に「既不爲主會 而在大國之上 故難之」とある。

團使虞首惡也 曷爲使虞首惡

⑦ (文公十六年には)「楚人(秦人)巴人滅庸」とあって、巴を首惡(惡の首領)にしていけない、から。

團虞受賂 假滅國者道 以取亡焉 其受賂奈何

獻公朝諸大夫而問焉曰 寡人夜者寢而不寐 其意也何 諸大夫有進對者曰 寢不安與 其諸侍御有不在側者與 獻公不應

荀息進曰 虞郭見與

⑧ 「虞・郭」のことが、君のお氣にかかるのでしょうか」というのと同じである。荀息は、もともと、獻公がこの二國を伐ちたがっていることを知っていたから、このように言ったのである。

團獻公揖而進之

⑨ 手で意旨を通じさせるのを、「揖」という。

團遂與之入而謀曰 吾欲攻郭則虞救之 攻虞則郭救之 如之何 願與子慮之 荀息對曰 君若用臣之謀 則今日取郭而明日取虞爾 君何憂焉

獻公曰 然則奈何

荀息曰 請以屈產之乘

⑩ 「屈產」は、名馬を出す地である。「乘」は、四馬がそろっていることである。

附「屈産」については、異説として、徐疏に「服氏謂産爲產生」とある。

團與垂棘之白璧

㊦「垂棘」は、美玉を出す地である。玉は、尙白「白いまま？」のものが、美とされる。

團往 必可得也 則寶出之内藏 藏之外府

㊦虞を手に入れることが出来れば、外の倉庫にしまったも同然です。

附左氏傳文に「若得道於虞 猶外府也」とあるのを参照。

團馬出之内廄 繫之外廄爾 君何喪焉 獻公曰 諾 雖然宮之奇存焉

如之何

荀息曰 宮之奇知則知矣

㊦君が、宮之奇が知者であることをおっしゃりたいのなら、たしかに、そのとおりです。

團雖然虞公貪而好寶 見寶必不從其言 請終以往 於是終以往 虞公見

寶許諾

宮之奇果諫 記曰 曆亡則齒寒

㊦「記」は、史記である。

團虞郭之相救 非相爲賜

㊦「賜」は、恵と同じである。

團則晉今日取郭 而明日虞從而亡爾 君請勿許也

虞公不從其言 終假之道 以取郭

㊦郭は、虞（のせい）でなければ、滅びなかつたのであるから、虞は、人を滅した罪を蒙るべきである、ということを示したものである。

團還四年 反取虞

㊦一度ひきあげ、またもどってきたから、「反」と言っているのである。

團虞公抱寶牽馬而至 荀息見曰 臣之謀何如

獻公曰 子之謀則已行矣 寶則吾寶也 雖然吾馬之齒亦已長矣 蓋戲之也

㊦馬の歯がのびたと言って戯れ、荀息が年老いたことを喩えたのである。傳がこの事件を最後まで言っているのは、それによって、荀息と宮之奇の言葉に結末をつけ、かつ戒めとしたのであり、また、獻公が、不仁で、人を滅したことを戲譚のたねにした、ことをにくんだのである。晉がここでようやく登場するのは、晉・楚はともに大國であるが、同姓は後から治める、ということを示したのである。人を滅したこと「大惡」によって義を示しているのは、楚よりも先に大惡を治める、からである。（いづれも）親・疎の別である。

附注の「後治同姓」については、莊公十年に「秋九月荆敗蔡師于莘 以蔡侯獻舞歸」とあって、先に楚が登場している、のを参照。つまり、これは、小惡についていっているのである。

注の「親疎之別」については、「親」とは、同姓、つまり晉を指し、「疎」とは、異姓、つまり楚を指す。要するに、小惡については、疎から先に治め、大惡については、親から先に治める、ということである。

團夏陽者何 郭之邑也 曷爲不繫于郭 國之也 曷爲國之 君存焉爾

團秋九月齊侯宋公江人黃人盟于貫澤

團江人黃人者何 遠國之辭也

⑨桓公は徳が盛んであったため、微者をつかわしたかにまぎらわしくな  
いから、遠國の辭「遠國であるという表現」によって「人」と稱した  
ことがわかる。

〔傳〕三十三年の傳文に「稱人亦微者也」とあるのを参照。

〔團〕遠國至矣 則中國曷爲獨言齊宋至爾 大國言齊宋 遠國言江黃 則以  
其餘爲莫敢不至也

⑩晉（・楚）は宋よりも大國であるのに、晉（・楚）をならべず、宋を  
ならべているのは、この時、實は、晉・楚の君はやって來なかつた、  
からである。（しかし）「君子は人の美點を成就させる」〔論語〕顏淵  
篇〕から、過剰に褒めて、のこらずやってきたという表現をしたので  
ある。覇功をすすめたとび、盛徳を上げます、ため（の手立て）で  
ある。江・黃は覇者に付き従ったのだから、進める〔爵を稱する〕べ  
きであるのに、（ここで）進めていないのは、のこらずやってきたと  
いう表現をするためである。

〔傳〕穀梁疏にこの注の前半が引かれているが、ここでは、二つの「晉」の  
字の下に、いづれも、「楚」の字がある。

注の「嬖夫」の「夫」は、校勘記に従って、「大」に改める。

〔團〕冬十月不雨

〔團〕何以書 記異也

〔注〕説は、前と同じである。

〔傳〕莊公三十一年に「冬不雨」とあり、傳に「何以書 記異也」とあり、

注に「京房易傳曰 旱異者 旱久而不害物也」とある。

〔團〕楚人侵鄭

〔傳〕僖公三年

〔團〕三年春王正月不雨

〔團〕夏四月不雨

〔團〕何以書 記異也

⑪太平ならば、一箇月、雨がふらなかつただけで書くが、《春秋》は亂  
世であるため、一箇月、雨がふらず、物に害を與えなかつただけでは、  
「異」とするに不十分だから、一つの季節〔三箇月〕いっばいつづい  
て始めて書くはずである。（それなのに、ここで）一箇月で書いてい  
るのは、この時、僖公は、立てたことを喜んでばかりいて、庶民を恤  
まず、（そのため）ひきつづいて三度の旱を招いたが、すぐにも、正  
殿からひきさがって、過ちを正しておのれを責め、百官を視てまわり、  
佞臣の郭都たちを追放し、無實の罪人、四百餘人を釋放し、その精誠  
ぶりが天を動かし、雩もしないのに恵みの雨を得たから、一箇月で書  
き、變に應じて政を改めたことをほめたのである。早について、上で  
（すでに）傳を發していることに従わない〔ここでまた傳を發してい  
る〕のは、人間の側の（天に對する）用意が、ここでととのつた、と  
いうことを著わすためである。

〔傳〕注の「即能」から「澍雨」までは、徐疏によると、『感精符』の文で

ある。なお、『後漢書』郎顛傳の注に引く『春秋考異郵』に「僖公三年春夏不雨 於是僖公憂閔 玄服避舍 釋更徭之逋 罷軍寇之誅 去苛刻峻文慘毒之教 所蠲浮令四十五事 曰 方今天旱 野無生稼 寡人當死 百姓何罪 不敢煩人請命 願撫萬人害 以身塞無狀 禱已舍齊南郊 雨大澍也」とあり、同黃瓊傳の注に引く『春秋考異郵』に「僖公之時 雨澤不澍 比于九月 公大驚懼 率羣臣禱山川 以六過自讓 細女謁 放下讒佞郭都等十三人 誅領人之吏受貨賂趙祝等九人 曰 辜在寡人 方今天旱 野無生稼 寡人當死 百姓何謗 請以身塞無狀」とあるのを参照。

注の「上發傳」については、二年に「冬十月不雨」とあり、傳に「何以書 記異也」とある。

經徐人取舒

傳其言取之何

④國には「滅」と言うから。

傳易也

④「易」とは、防備がなかったというのと同じである。桓公のために諱まないのは、救援しなかったことを諷してである。

傳『鹽鐵論』險固篇に「徐人滅舒 春秋謂之取 惡其無備 得物之易也」とあるのを参照。

經六月雨

傳其言六月雨何

④上では、雨を得ても書いていない、から。

傳徐疏に「即上二年十一月十二月三年二月三月五月之屬 皆不書不雨 是其得雨故也」とある。

傳上雨而不甚也

④賢君の精誠に對する（天の）應徵を詳録するため（の手立て）である。僖公は、過ちを正しておのれを責めたため、六月に恵みの雨がふった。宣公は、昔にもどして中（正の道）を行ったため、その年、穀物が大いにみのった。（いづれも）天と人とが互いに應じ合う關係を明らかにしたのであり、その意味を察しなければいけない。

傳注の「宣公復古行中 其年穀大豐」については、宣公十五年冬の注に「明年復古行中 冬大有年」とあるのを参照。

注の「明天人相與云云」については、『漢書』董仲舒傳に「臣謹案春秋之中 視前世已行之事 以觀天人相與之際 甚可畏也」とあるのを参照。

經秋齊侯宋公江人黃人會于陽穀

傳此大會也 曷爲末言爾

④「末」は、淺である。單に「會」と言い、「盟」とは言わない、ことである。貫澤では「盟」と言っている「二年」から。

傳桓公曰 無障谷

④川谷を遮斷して水利を獨專してはならない。水が川にそそぎこむまでを「溪」と言い、溪にそそぎこむまでを「谷」と言う。

附注の後半は、『爾雅』釋水の文である。

團無貯粟

⑤互いに融通し合わなければいけない。

團無易樹子

⑥「樹」は、本正「正統」を立てる、という意味のことばである。立つべき正統の子を易えてはならない。

團無以妾爲妻

⑦この四者は、いづれもみな、時人がなやんでいたことである。この時、桓公は功德が盛んであったから、諸侯はみな言った「お言葉には全て従います。盟う必要はありません」と。だから、(盟わずに)告誓だけしたのである。

經多公子友如齊莅盟

團莅盟者何 往盟乎彼也

⑧「齊に往って盟った」と言うのと同じである。「莅」は、臨である。この時、齊の都で盟ったのに、主國「主催國」・主名「その参加者」を出していないのは、『春秋』は魯を王とするから、「莅」と言っている義をあらわし、王者が、使者を派遣して諸侯の盟に臨み、法度によっておさめた、かのようにしたのである。

附注の「時國、齊都盟」の「國」は、校勘記に従って、「因」に改める。

團其言來盟者何 來盟于我也

⑨これもまた、魯の都に因って王の義をあらわし、京師に来て盟い、王

に事を申し上げた、かのようにするのである。「莅」を加えないのは、魯に来つたというだけで、魯が尊ばれたことになる、からである。

經楚人伐鄭

〔僖公四年〕

經四年春王正月公會齊侯宋公陳侯衛侯鄭伯許男曹伯侵蔡 蔡潰

團潰者何 下叛上也 國曰潰 邑曰叛

⑩諸侯がこれを潰した〔「潰之」〕という表現にせず、かさねて「蔡」を出している〔「侵蔡、蔡潰」と言っている〕のは、「侵」は、蔡に加えるために挙げ、「潰」は、蔡をにくむために記録したのであって、義がそれぞれ異なる、からである。月をいっているのは、義兵をほめてである。「潰」には、例として、月をいい、「叛」には、例として、時をいう。

附注の「月者善義兵也」については、隱公二年の注に「侵伐團入例皆時」とあるのを参照。

經遂伐楚次于陘

團其言次于陘何

⑪召陵で(會して)楚を侵した場合には、「次」と言っておらず、(また)來盟した場合には、「陘」と言っていない、から。

附注の前半については、定公四年に「三月公會劉子晉侯宋公蔡侯衛侯陳子鄭伯許男曹伯莒子邾婁子頓子胡子滕子薛伯杞伯小邾婁子齊國夏于召

陵侵楚」とある。また、後半については、下に「楚屈完來盟于師盟于召陵」とある。

團有俟也 孰俟 俟屈完也

⑩この時、楚は強大であったから、にわかに征伐しようとするれば、多くの兵士を傷うおそれがあった。（そこで）桓公は、まず、その同盟國を犯すことにし、蔡を攻めた。（そして）蔡が潰れ、兵威が高揚してから、楚を伐った。（このため）楚は、懼れて、屈完に、來て盟を受けさせ、（齊の）臣子としてのつとめを行ったのである。（つまり）兵を疲弊させ刃に血ぬることなく、文徳によっておだやかに服従させたから、止次して待ったことを詳録し、民の命を大切にしたことほめたのである。事をひきおこすにはしかるべき順序があるから、「よく考えて行えば、成功する」『論語』陽貨篇』のである。

⑪附注の「敏則有功」については、何晏『集解』に「孔安國曰 應事疾、則多成功也」とあるが、ここでは、文脈からして、徐疏に「敏 審也」とあるのに従う。

經夏許男新臣卒

⑫「師で卒した」と言っていないのは、桓公の師には危険がなかったからである。月をいっていないのは、下の「盟」のために月をとり去ったのである。（つまり、下の「盟」が）大信であることをあらわそうとしてである。

⑬附注の前半については、成公十三年に「曹伯廬卒于師」とあるのを参照。

また、穀梁傳文に「諸侯死於國 不地 死於外 地 死於師 何爲不地 内桓師也」とあり、范注に「齊桓威德洽著 諸侯安之 雖卒於外 與其在国内」とあるのを参照。

注の後半については、桓公十年の注に「小國始卒 當卒、月葬時」とあるのを参照。また、隱公元年三月の注に「大信者時」とあるのを参照。

經楚屈完來盟于師盟于召陵

團屈完者何 楚大夫也 何以不稱使

⑭（襄公三年には）「陳侯使、袁僑如會」とあるから。

團尊屈完也 曷爲尊屈完

⑮（襄公三年には）「陳侯使、袁僑如會」とあって、尊んでいない、から。

團以當桓公也

⑯格上げして、君自身が來たかのように表現し、それによって、（桓公の）霸徳をほめ（？）、王事を成就させるのである。

團其言盟于師盟于召陵何

⑰（襄公三年には）「戊寅叔孫豹及諸侯之大夫及陳袁僑盟」とあって、「會」と地とを擧げていない、から。

⑱徐疏に「彼經不言陳袁僑來盟于會盟于雞澤」とある。なお、引用經文のすぐ前に「六月公會、單子晉侯宋公衛侯鄭伯莒子邾婁子齊世子光 己未同盟于雞澤、陳侯使袁僑如會」とあるのを参照。

團師在召陵也

⑲この時、屈完が經に來て服従したことを喜び、即座に退いて召陵に止

次し、彼と盟ったから、「盟于師盟于召陵」と言うのである。

團師在召陵 則曷爲再言盟

㊦(成公二年には)「(秋七月)齊侯使國佐如師 己酉及國佐盟于袁婁」とあって、同じく、ある「べつ」の土地までついていっ(て盟)たのに、二度「盟」とは言っていない、から。

㊦成公二年の傳文に「曷爲不盟于師而盟于袁婁(中畧) 逮于袁婁而與之盟」とあるのを参照。

團喜服楚也

㊦孔子が言っている「重複した表現については、よく察しなければいけない。そこには必ず美點が示されているものだ」と。

㊦徐疏によると、この注は全て、春秋説の文である。なお、『春秋繁露』祭義篇に「其辭直而重 有再歎之 欲人省其意也 而人尙不省 何其忘哉 孔子曰 書之重 辭之復 嗚呼不可不察也 其中必有美者焉 此之謂也」とあるのを参照。また、二十二年の傳文に「春秋辭繁而不殺者 正也」とあるのを参照。

團何言乎喜服楚

㊦蔡を服従させた場合には、喜びの表現がない、から。

團楚有王者則後服

㊦桓公は、霸業を行ってきたが、ここでようやく楚を服従させたのである。

團無王者則先叛

㊦桓公が自分の師の規律を正さないと、まっ先に盟に叛いた、のが、そ

うである。

㊦下に「八月公至自伐楚」とあり、傳に「楚已服矣 何以致伐 楚叛盟也」とあり、注に「爲桓公不脩其師而執濤塗故也」とある。

團夷狄也 而亟病中國

㊦しばしば、中國を侵したり、滅したりしたのである。

團南夷與北夷交

㊦「南夷」とは、楚が鄧・穀を滅し、蔡・鄭を伐ったことをいう。「北夷」とは、狄が邢・衛を滅し、溫にまで及んだことをいう。かわるがわる、中國を亂したのである。

㊦注の「至于溫」については、徐疏に「溫言至于者 以其在後 故言至于 僖十年文滅溫也 或者 溫是圻内之國 去京師近 故言至于矣」とある。

㊦なお、傳文の「北狄」の「狄」は、按勘記に従って、「夷」に改める。

團中國不絶若綫

㊦「綫」は、帛をぬう縷「いと」であり、微弱であることを喩えたのである。

團桓公救中國

㊦邢・衛を存續させたのが、そうである。

㊦元年に「齊師宋師曹師城邢」とあり、二年に「春王正月城楚丘」とある。

團而攘夷狄

㊦「攘」は、却である。北に山戎を伐ったのが、そうである。



㊦ 莊公三十年に「齊人伐山戎」とある。

團卒怙荆

㊦ 「卒」は、盡である。「怙」は、服である。「荆」は、楚である。

團以此爲王者之事也

㊦ 桓公は、まず自分の國を治めてから諸夏に及ぼし、諸夏を治めてから夷狄に及ぼして、王者の仕業のようであった、ということをお願いしたいから、このようにいったのである。

㊦ 成公十五年の傳文に「春秋内其國而外諸夏 内諸夏而外夷狄（中畧）」

言自近者始也」とあるのを参照。

團其言來何

㊦ 陳の袁僑の場合には、「如會」とあつて、「來」とは言っていない、から。

㊦ 襄公三年に「陳侯使袁僑如會」とある。

團與桓爲主也

㊦ 内にする表現に従っていることから、桓公を天下の霸主として認めたことがわかる。

㊦ 三年の傳文に「其言來盟者何 來盟于我也」とあるのを参照。また、

穀梁傳文に「來者何 内桓師也」とあるのを参照。

團前此者有事矣

㊦ 邢・衛に城いたこと「元年・二年」をいう。

團後此者有事矣

㊦ 緣陵に城いたこと「十四年」をいう。

團則曷爲獨於此焉與桓公爲主 序績也

㊦ 「序」は、次である。「績」は、功である。桓公の功德を順にならべてみると、楚を服従させたことより重大なことではない。（つまり）徳が強力な夷狄にまで及び、最も盛んであった、ということ明らかにしたのである。

㊦ 『鹽鐵論』執務篇では、ここの傳を引いて、「予績也」に作っている【按勘記を参照】。

經齊人執陳袁濤塗

團濤塗之罪何 辟軍之道也 其辟軍之道奈何

濤塗謂桓公曰 君既服南夷矣 何不還師濱海而東 服東夷且歸

㊦ 「濱」は、涯「ぎし」である。海岸にそって東を行くのである。「東夷」は、吳である。召陵から東を回って歸り、陳を通過せずに、海に近い道をとれば、廣澤や水草が多くて、軍に便利である。

團桓公曰諾 於是還師濱海而東 大陷于沛澤之中

㊦ 草棘が茂ったところを「沛」と言い、水にひたされたところを「澤」と言う。

團顧而執濤塗

㊦ この時、濤塗は桓公といっしょに行ったのである。

團執者曷爲或稱侯或稱人

稱侯而執者 伯討也

㊦ 罪があり、方伯が討つべき場合である、ということである。

圍稱人而執者 非伯討也 此執有罪 何以不得爲伯討

古者 周公東征則西國怨 西征則東國怨

⑨これは、(討伐ではなくて)黜陟にいった時のことを言ったのである。

『詩』に「周公は東征して、四國を正した」〔邶風〈破斧〉〕とある。

附『白虎通』巡狩篇に「傳曰 周公入爲三公 出爲二伯 中分天下 出

黜陟 詩曰 周公東征 四國是皇 言東征述職 周公黜陟 而天下皆

正也」とあるのを参照。

圍桓公假塗于陳而伐楚 則陳人不欲其反由己者 師不正故也

⑩だから、濤塗に上のような言葉をいわせてしまったのである。

圍不脩其師而執濤塗 古人之討則不然也

⑪自分が招いたことで、かえって人を執える、というようなことは、古

人がしなかったことである。一般に、「執」を書くのは、勝手に執え

たことをにくんでである。

經秋及江人黃人伐陳

經八月公至自伐楚

圍楚已服矣 何以致伐 楚叛盟也

⑫桓公が「自分の師の規律を正さず、かえって濤塗を執えた」〔上の傳

文〕ためである。月をいつているのは、一般に、公が外に出たまま、

二つの季節をこえた場合には、月をいつて、公が長いあいだ外にいた

ことを危ぶむ、からである。

附注の「三時」の「三」は、按勘記に従って、「二」に改める。なお、

莊公六年の疏でも、この注を引いて、「二」に作っている。

經葬許繆公

⑬所傳聞の世において「卒」・「葬」が書かれているのは、許は大きさが

曹につぐ〔曹と同じく、大國ではないけれども微國でもない〕からで

あり、だから、「卒」が曹の少し後にあるのである。

附注の後半については、桓公十年に「春王正月庚申曹伯終生卒」とあり、

莊公二十三年に「冬十有一月曹伯射姑卒」とあるのを参照。

經冬十有二月公孫慈帥師會齊人衛人鄭人許人曹人侵陳

⑭月をいつているのは、桓公が、自分の師の規律を正さず、そのため、

嫌われ、欺かれたのに、自分を責めず、かえって人に罪を加えた、こ

とを譏ってである。

附隱公二年の注に「侵伐圍入例皆時」とあるのを参照。